

子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

(第3次案)

平成27年3月

流山市

はじめに

平成27年 3月

流山市長 井崎 義治

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と目的.....	3
2 子ども・子育て支援制度の概要.....	5
3 計画の位置づけ.....	8
4 計画期間.....	9
5 計画の策定体制.....	9
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	13
1 人口動態と子ども世帯.....	13
2 少子化の動向.....	16
3 保育環境・教育環境の状況.....	23
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	27
1 評価の方法.....	27
2 総合評価.....	27
3 基本目標別の評価.....	29
第4章 子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方	37
1 計画の基本理念.....	37
2 基本的視点.....	38
3 基本目標.....	39
4 施策の体系.....	41
第5章 事業計画	45
1 事業計画.....	45
2 区域設定.....	45
3 区域別の児童の推計値.....	46
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項.....	48
5 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	49
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	60
7 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項.....	70
8 障害児に対する障害福祉サービスの見込量と方策.....	72

第6章 施策の展開	77
1 子育てを支援する地域づくり	78
2 子どもと母親（保護者）の健康づくり	86
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	92
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	101
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	107
6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	112
第7章 計画の推進体制	119
1 計画の推進	119
2 計画の進行管理	119
3 計画の進行状況の公表	119
4 国・県への要望	119
資料編	123
1 計画策定の経過	123
2 流山市子ども・子育て会議委員	124
3 子育てにやさしいまちづくり条例	125
4 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査等の結果	127
5 教育・保育及び学童クラブの量の見込み	138
6 答申	139
7 計画と市組織の関連図	140
8 市内子育て支援施設関連マップ	141



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

そのため国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。これにより、子ども・子育て支援制度が平成27年度からスタートします。

また、平成26年4月に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、平成37年までの10年間延長されることとなり、次代の社会を担う子どもへの支援対策の更なる推進・強化が求められています。

このような中で、流山市は、平成17年につくばエクスプレスが開業し、都心から20分台という利便性を得て、子育て世帯を中心とした住民誘致を推進するために、「子育てにやさしいまちづくり」を重点施策と位置付けたまちづくりに取り組んでいます。

平成17年度には、「流山市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年度には「流山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、また、平成19年度には「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を目指しています。特に、平成21年度からは、保育所の整備を最重点施策と位置付け、千葉県下でもトップクラスの整備により、平成21年度には1,669人であった定員数を平成26年度には3,091人まで拡大しています。

また、東葛飾地区でもトップクラスの子育て支援センターの整備や、障害児通所施設「つばさ学園」にデイサービス施設を設置するなど障害児への支援事業の充実も目指しています。更には、人口が急増している「おおたかの森」地区では、「小山小学校」の増築や小中併設校として「おおたかの森小・中学校」を整備するとともに、既存市街地の小中学校へは、エアコンを整備するなど、就学児童の学習環境も改善しています。

このような施策が子育て世帯にも受け入れられ、年少人口（15歳未満）は平成21年度の21,640人から平成26年度には24,017人となり、2377人増加しました。ただし、平成26年4月1日の保育所の待機児童は68人発生しており、今後も保育需要はさらに増大していきます。また、学童クラブの需要は、保育需要と同様に急増することが想定され、障害者（児）支援法の改正による障害児に対する支援強化や、おたかの森地区と同様に人口が急増している南流山地区における小学校の整備など、本市は固有の課題が山積しています。

こうしたことから、本市は、「子育て世帯が増加している」という全国に誇れる素晴らしい環境であることを十分に踏まえ、子ども・子育て支援法に策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の一体的な計画として、更には、「流山市総合計画」や「第5次障害者計画・第4期流山市障害福祉計画」と整合させた、「子どもをみんなで育む計画」（流山市子ども・子育て支援総合計画）を策定し、子ども・子育て支援を一層促進していきます。

◆子育てをめぐる現況と課題

- 急速な少子化の進行（平成24年合計特殊出生率1.41）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



①質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

②保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

③地域の子ども・子育て支援の
充実

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のポイント

○施設型給付及び地域型保育給付の創設

- ・施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付
- ・地域型保育給付：家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を対象とした給付

○認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援

- ・地域子ども・子育て支援事業の充実

○市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施

○社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保

○政府の推進体制

- ・内閣府に子ども・子育て本部を設置

○子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置
- ・地方版子ども・子育て会議の設置努力義務

(2) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援制度では市が給付の対象として確認した教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、施設型給付・地域型保育給付を支給します。

■施設型給付及び地域型保育給付の対象

施設型 給付	教育・ 保育 施設	幼稚園
		保育所
		認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型 保育 給付	地域型 保育 事業	家庭的保育事業（定員5人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		小規模保育事業（定員6～19人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障害など個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で1対1で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

※地域型保育事業とは、子ども・子育て支援制度で市の認可事業として位置付けられた事業で、原則的に満3歳未満の保育を必要とする子どもを保育する事業です。

※給付の対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

※私立幼稚園は、子ども・子育て支援制度における市の「確認を受けない幼稚園」として、現行制度どおりを選択することも可能です。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 幼稚園(預かり保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

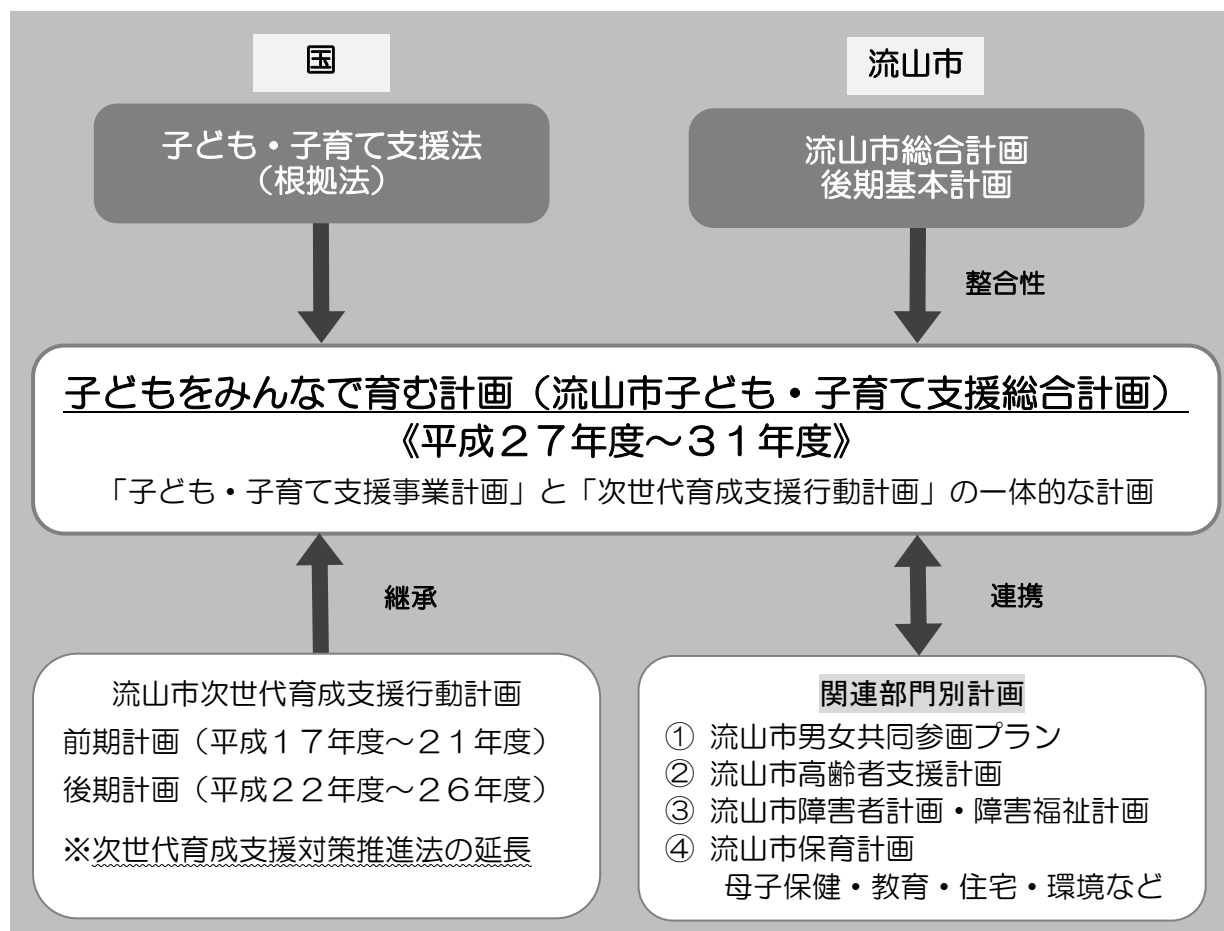
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。本計画の策定にあたっては子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえる必要があります。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

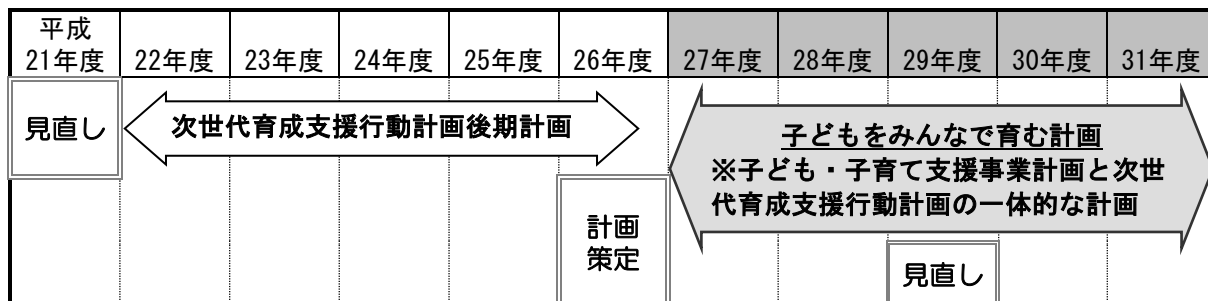
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

上位計画、関連法との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として策定し、中間年度(平成29年度)に計画の見直しを適宜行います。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施（資料編参照）

本計画の策定に先立ち、本市では就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者を対象に、平成25年11月に子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査を実施しました。

また、市内の子育て関連施設等20か所で、ヒアリング調査を実施し、施設利用にあたっての課題や子育て支援に関するご意見等を聴き取りました。

(2) ワークショップの実施

平成25年11月に、子育てしやすい街づくりについて、市民の意見を聞くワークショップを開催しました。

(3) 流山市子ども・子育て会議の設置

流山市子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者、市民などの委員による審議を行ってきました。

(4) パブリックコメントの実施

「流山市市民参加条例」に基づき、計画についての意見を広く市民から募集するパブリックコメントを実施しました。



子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

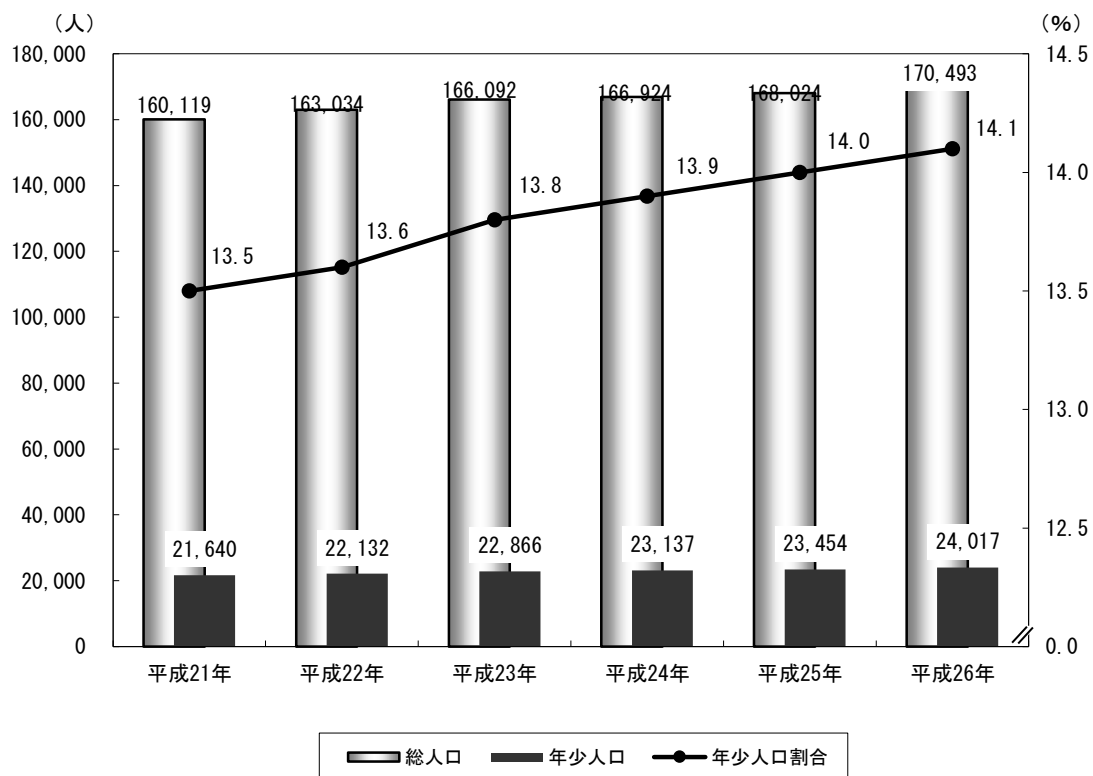
1 人口動態と子ども世帯

平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て支援施策を進めてきました。

これにより、つくばエクスプレスが開通した平成17年4月1日現在の常住人口と平成26年4月1日現在の常住人口を比較すると、約18,000人の増加となり、特に、年齢別人口では30代後半から40代、0～9歳の年齢層を中心に人口が伸びており、子育て世代が増加しています。また、住民基本台帳による流山市地区別人口推移では、全体人口に占める中部及び南部地区の人口が占める割合が高くなっています。

(1) 総人口と年少人口の推移

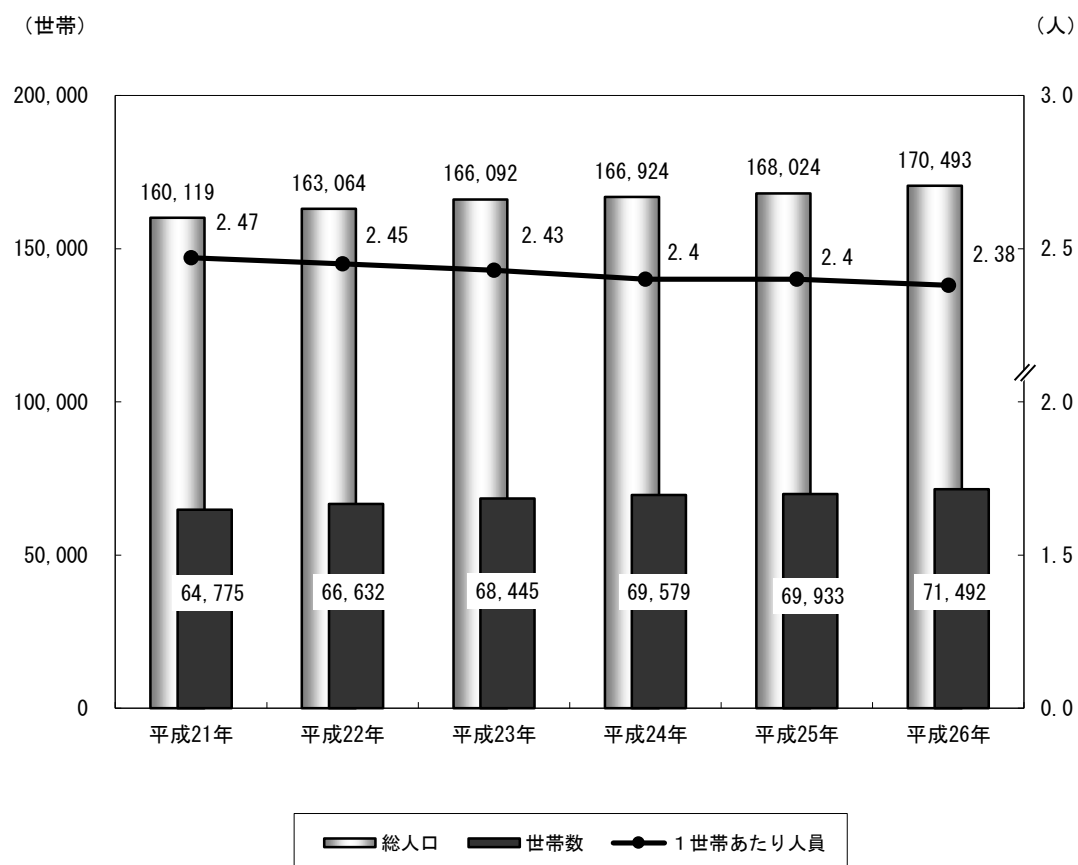
流山市の人口は、平成26年4月1日現在、170,493人と増加傾向で推移しています。年少人口(15歳未満)は、平成21年の21,640人から平成26年には24,017人となり、2,377人増加しています。年少人口割合は平成26年で14.1%となっています。



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成20年から増加傾向で推移し、平成26年4月1日現在、71,492世帯で平成21年から6,717世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成26年4月1日現在の1世帯あたりの人員は2.38人となっています。



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯（42,847世帯）は、総世帯数（64,861世帯）の66.1%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し続けています。また、核家族世帯の53.0%が「夫婦と子ども」世帯となっています。

単位：世帯

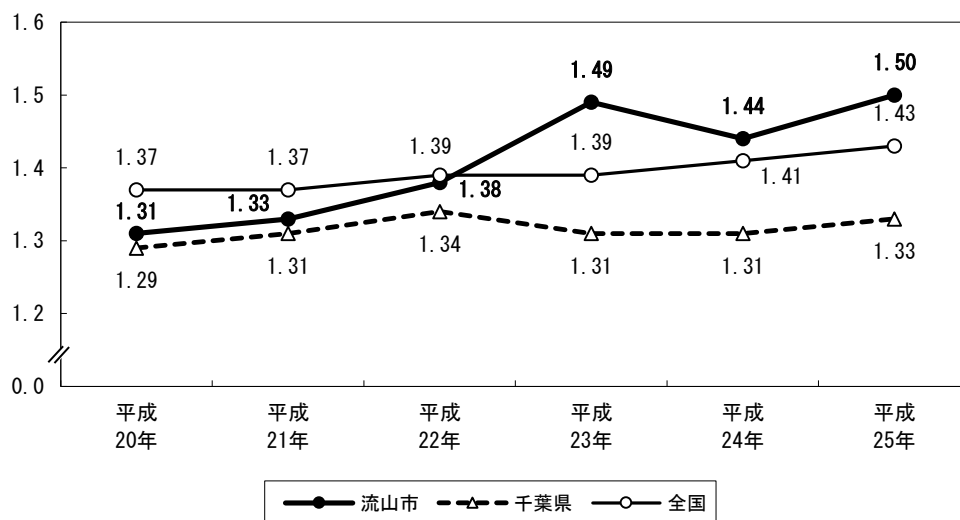
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	
					6歳未満 親族のいる 世帯	18歳未満 親族のいる 世帯
総世帯数	48,819	53,176	57,233	64,861	7,299	16,087
A 親族世帯	39,388	42,118	43,676	47,440	7,286	15,998
I 核家族世帯	34,162	37,012	38,825	42,847	6,680	14,089
(1)夫婦のみ	8,067	10,486	12,457	15,029		
(2)夫婦と子ども	22,867	22,667	21,916	22,711	6,460	12,878
(3)男親と子ども	550	655	745	845	16	123
(4)女親と子ども	2,678	3,204	3,707	4,262	204	1,088
II その他の親族世帯	5,226	5,106	4,851	4,593	606	1,909
(5)夫婦と両親	157	180	172	169		
(6)夫婦とひとり親	430	540	628	648		
(7)夫婦、子どもと両親	1,088	912	764	636	153	461
(8)夫婦、子どもとひとり親	2,193	1,953	1,684	1,442	193	680
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	86	109	126	148	4	27
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	293	377	404	437	101	323
(11)夫婦、親と他の親族(子 どもを含まない)	87	79	57	69	11	17
(12)夫婦、子ども、親と他 の親族	290	252	221	205	96	173
(13)兄弟姉妹のみ	210	271	263	291		
(14)他に分類されない親族 世帯	392	433	532	548	48	228
B 非親族世帯	142	221	307	632	13	61
C 単独世帯	9,289	10,837	13,250	16,775		28

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成20年には1.31でしたが、その後増加傾向で推移し、平成25年には1.50となり、県の1.33及び全国の1.43を上回っています。

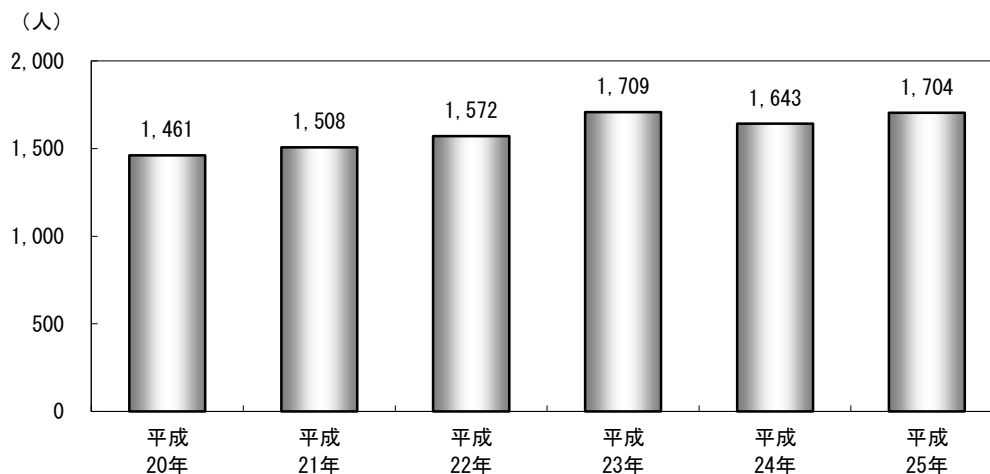


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

① 出生数

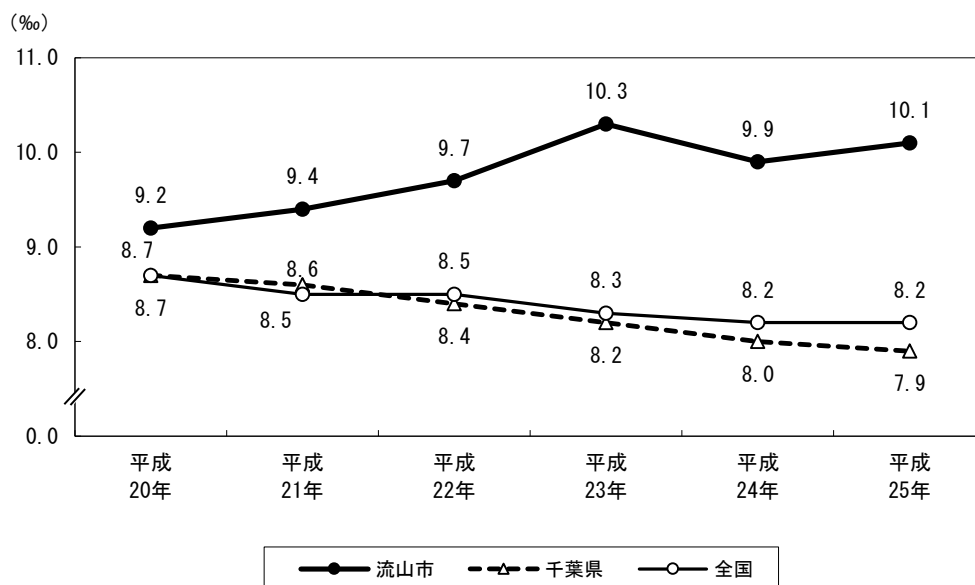
出生数の推移を見てみると、平成24年には減少に転じましたが、平成25年には1,704人と再び増加しています。



資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

②出生率

出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成25年では10.1‰（パーミル）で県及び全国を上回っています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、30～44歳での出生率が増加しており、特に35～39歳では平成20年と比べると平成25年では増加しています。また、平成25年からは、20～29歳では減少し、35～44歳で増加しており、晩産化が進行していることがうかがえます。

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	1,461	1,508	1,572	1,709	1,643	
15～19歳	10	12	4	8	11	
20～24歳	140	98	94	98	75	
25～29歳	407	380	422	448	393	
30～34歳	571	611	650	700	672	
35～39歳	302	365	358	388	412	
40～44歳	31	40	41	67	80	
45～49歳	0	2	3	0	0	
不詳						

資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

(3) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が33.9%、35～39歳では22.4%となっており、30歳代の男性のおよそ3割が未婚となっています。平成17年時点と比べると59歳以下では割合が低くなっており、60歳以上で若干高くなっています。県及び全国の割合と比べると低くなっている年齢層が多くなっています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.9	99.7	99.7	98.8	98.8	99.6
20～24歳	95.4	95.9	95.9	89.1	93.0	93.5
25～29歳	69.7	71.4	75.9	60.1	71.3	71.4
30～34歳	38.4	42.7	48.0	33.9	47.7	47.1
35～39歳	20.8	25.9	30.2	22.4	36.2	31.2
40～44歳	13.3	16.3	21.6	16.2	28.5	22.7
45～49歳	8.3	11.9	15.7	11.5	22.6	17.6
50～54歳	4.5	7.3	11.2	7.7	17.7	14.4
55～59歳	2.2	3.7	7.0	5.4	14.3	10.1
60～64歳	1.3	1.7	3.2	4.2	10.0	5.9
65～69歳	0.9	1.2	1.8	3.3	5.9	3.8
70～74歳	0.6	0.6	1.2	3.2	3.5	2.4
75～79歳	0.8	1.0	0.7	3.4	2.2	1.6
80～84歳	1.1	1.1	0.9	3.6	1.6	1.1
85歳以上	0.3	1.4	1.0	2.7	0.9	0.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で31.2%、35～39歳が21.7%となっており、30代の女性のおよそ4人に1人が未婚となっています。平成17年時点と比べると、25歳～34歳の割合が低くなっています。県及び全国の割合と比べると、25歳～84歳で低くなっています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.6	99.3	99.2	99.9	99.4	99.4
20～24歳	89.7	90.5	91.2	91.9	89.1	89.6
25～29歳	49.8	57.7	62.5	58.4	60.1	60.3
30～34歳	19.8	26.1	33.9	31.2	33.8	34.5
35～39歳	8.5	13.3	17.1	21.7	22.4	23.1
40～44歳	4.7	6.9	11.0	14.2	16.2	17.4
45～49歳	2.8	4.2	6.4	11.2	11.5	12.6
50～54歳	2.0	2.8	3.8	6.7	7.7	8.7
55～59歳	2.4	2.0	2.9	4.3	5.4	6.5
60～64歳	2.0	2.6	2.0	2.9	4.2	5.5
65～69歳	3.4	1.9	2.6	2.1	3.3	4.5
70～74歳	3.0	3.4	2.0	2.5	3.2	4.0
75～79歳	2.4	3.2	3.0	2.5	3.4	4.0
80～84歳	3.3	1.9	3.0	3.2	3.6	4.1
85歳以上	1.1	1.7	2.1	3.3	2.7	2.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

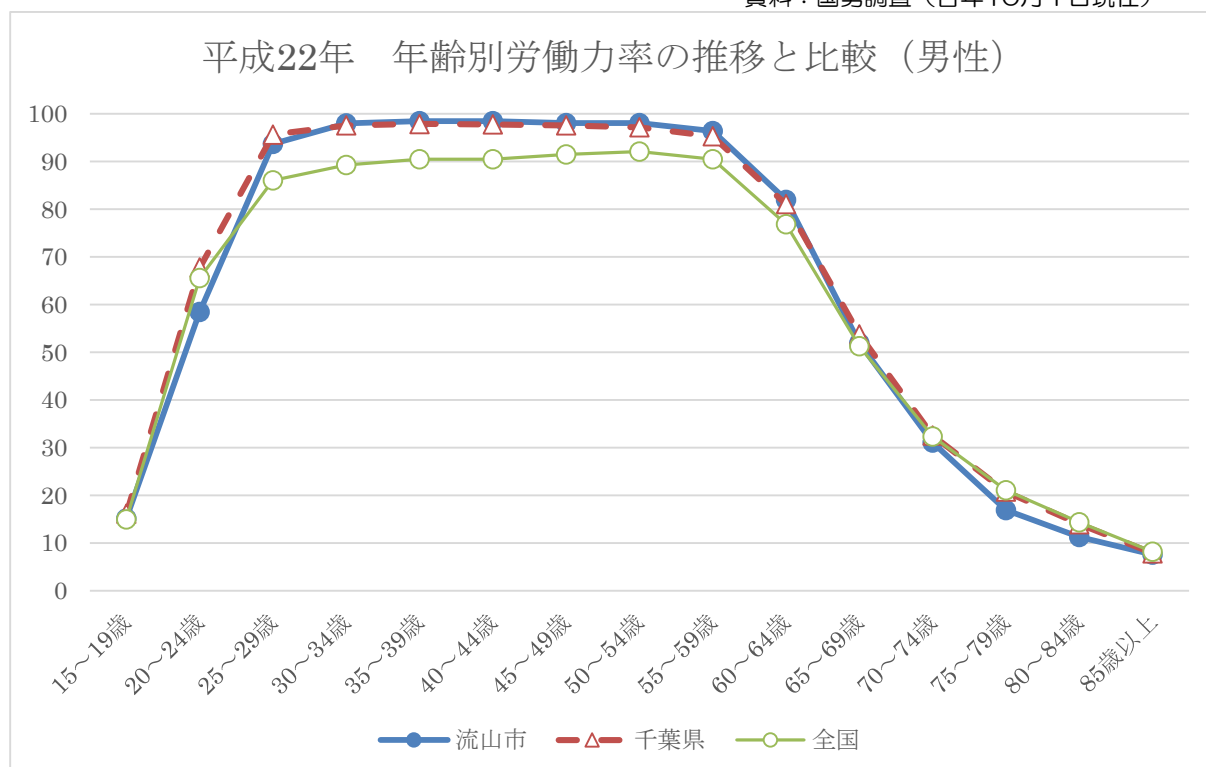
(5) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～40歳代では98%台となっており、平成17年時点の県・全国と比べると高くなっています。

単位：％

	流山市			平成22年	千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年			
15～19歳	13.3	14.1	16.4	15.2	16.2	15.0
20～24歳	62.7	57.3	56.2	58.5	67.8	65.6
25～29歳	96.1	92.9	89.4	93.7	95.7	86.1
30～34歳	98.3	96.0	93.7	98.0	97.6	89.3
35～39歳	99.0	97.0	94.9	98.5	97.9	90.5
40～44歳	99.0	97.6	95.6	98.5	97.8	90.5
45～49歳	99.0	97.4	95.9	98.1	97.6	91.5
50～54歳	98.8	97.5	95.8	98.1	97.2	92.1
55～59歳	97.9	96.2	94.5	96.4	95.3	90.5
60～64歳	82.1	74.3	74.9	82.0	81.1	76.9
65～69歳	55.6	45.8	47.5	52.0	53.8	51.3
70～74歳	34.1	25.4	27.9	31.1	32.6	32.4
75～79歳	24.1	17.2	17.3	16.9	20.8	21.1
80～84歳	12.9	12.8	10.8	11.3	14.0	14.4
85歳以上	3.1	5.4	6.4	7.6	7.9	8.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



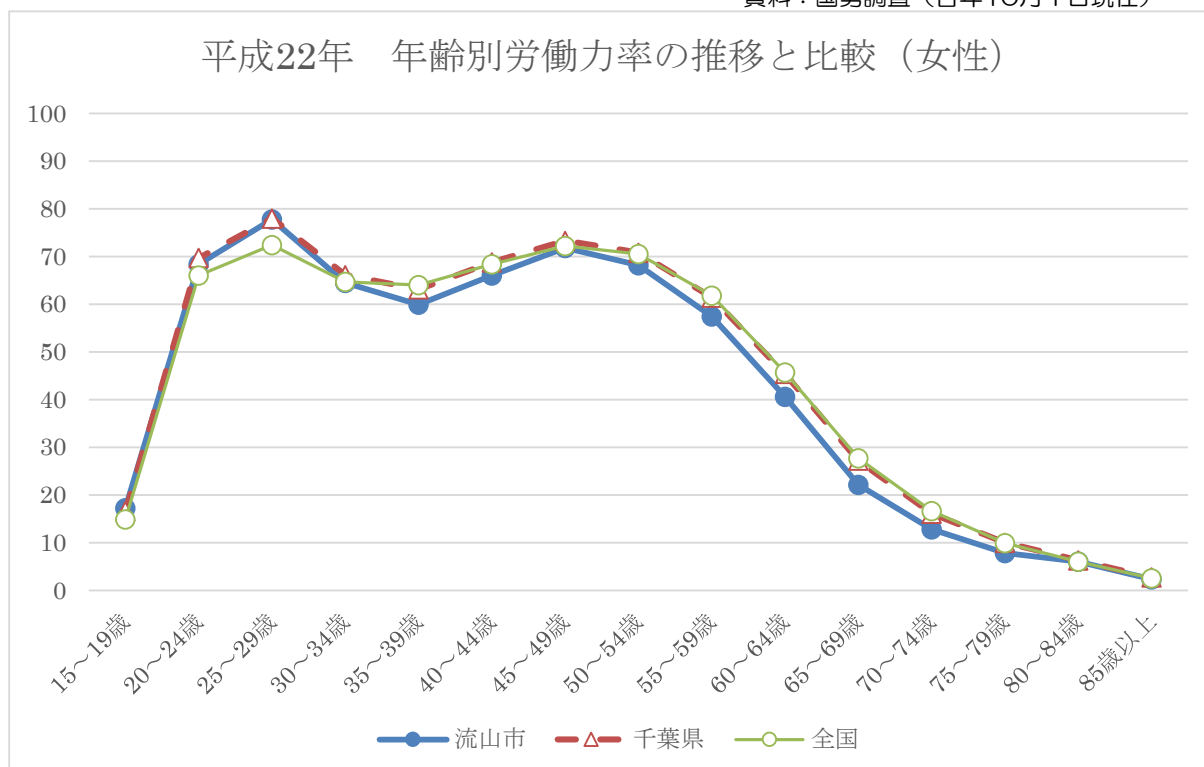
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成 22 年時点の女性の労働力率は、25 歳～29 歳までは 77.8%と高水準ですが、主な子育て世代である 30 歳～44 歳までは 60%台と低くなっており、県及び全国でも同様の傾向にあります。

単位：％

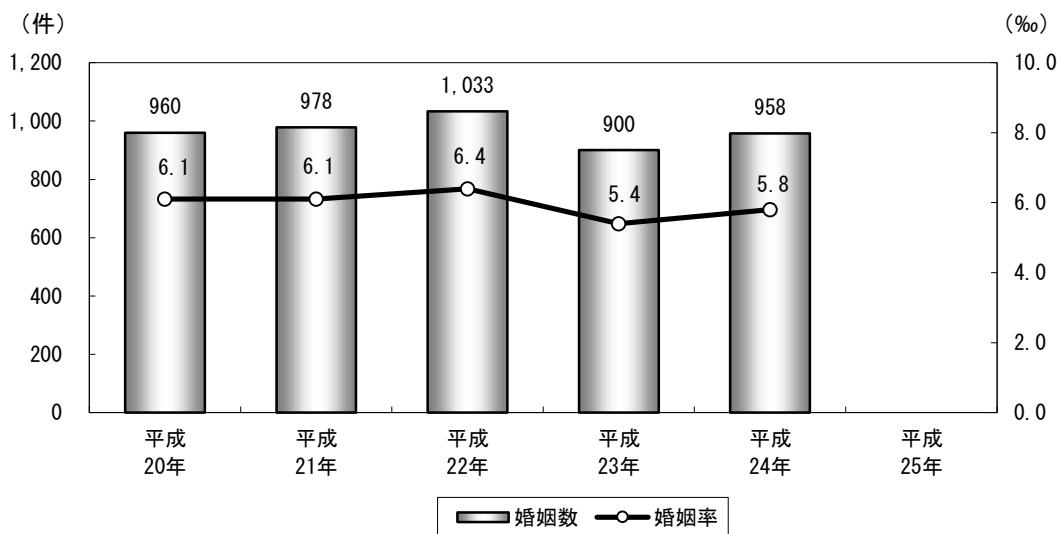
	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	12.0	13.7	17.4	17.2	16.6	14.9
20～24歳	70.2	66.9	64.3	68.4	69.7	66.0
25～29歳	64.9	70.0	72.9	77.8	78.0	72.4
30～34歳	43.3	49.5	57.9	64.5	66.1	64.7
35～39歳	46.4	49.7	54.7	59.9	63.1	64.0
40～44歳	56.6	57.9	64.3	66.0	68.8	68.4
45～49歳	59.5	62.0	68.6	71.8	73.3	72.2
50～54歳	55.7	56.3	61.6	68.2	70.8	70.5
55～59歳	46.0	46.2	51.0	57.4	61.4	61.8
60～64歳	28.7	29.7	31.3	40.6	45.4	45.7
65～69歳	17.8	15.4	18.7	22.1	27.2	27.7
70～74歳	12.0	10.1	10.3	12.8	16.1	16.6
75～79歳	6.3	7.3	7.2	7.8	10.0	9.9
80～84歳	3.6	3.8	4.8	6.0	6.3	6.0
85歳以上	1.1	2.1	1.4	2.3	2.7	2.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(7) 婚姻数、婚姻率の推移

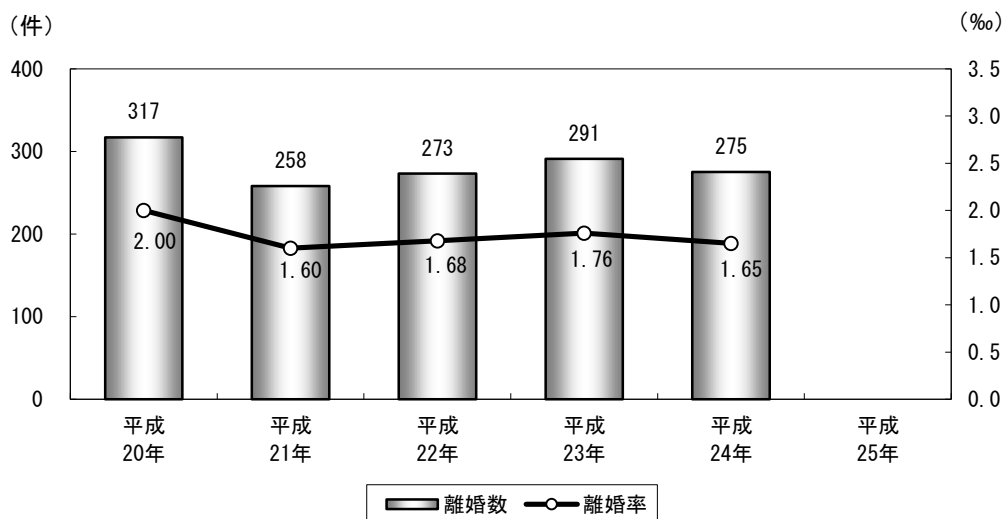
婚姻数、婚姻率の推移は、増減を繰り返しており、平成 25 年時点で 件とな
っています。婚姻率（人口千人あたり）は ‰となっています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(8) 離婚数、離婚率の推移

離婚数、離婚率は、増減を繰り返しており、平成 25 年時点で 件とな
っています。離婚率（人口千人あたり）は ‰となっています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所入所児童数

認可保育所入所児童数は、増加傾向で推移しており、平成21年度から1,149人の増加となっています。人口の増加に伴い、保育ニーズは急激に高まっています。

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入園児童数(公立)	739	777	723	699	573	562
入園児童数(私立)	977	1,074	1,392	1,618	1,997	2,303
合計	1,716	1,851	2,115	2,317	2,570	2,865

各年度4月1日現在

(2) 認可保育所待機児童数(国基準)

認可保育所待機児童数は、増減を繰り返しており、毎年度、保育所の整備をしているところですが、人口が急増していることなどから待機児童の解消には至っていません。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	5	23	16	15	4		63
平成22年度	5	33	14	18	3	1	74
平成23年度	5	19	11	7	1	0	43
平成24年度	3	38	27	10	3	0	81
平成25年度	6	22	13	14	1	1	57
平成26年度	3	47	8	8	2	0	68

各年度4月1日現在

(3) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、近年は緩やかな増加傾向にあり、平成21年度からは160人増加しています。

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園児数(公立)	117	90	60	57	57	61
園児数(私立)	2,425	2,471	2,627	2,579	2,596	2,641
合計	2,542	2,561	2,687	2,636	2,653	2,702

各年度5月1日現在

(4) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、平成21年度から6か所の学童クラブを増設し、入所児童数も332人増加しています。保育ニーズが高まっていることなどから、今後も入所希望者が増加していくことが見込まれます。

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所児童数	729	695	768	783	896	1,061
か所数	15	15	16	16	18	21

各年度4月1日現在

(5) 小学校・中学校・高等学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校、高等学校のいずれも増加傾向で推移し、特に小学校児童数が急増しています。

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	児童数	8,312	8,541	8,693	8,823	9,004	9,237
	学校数	15	15	15	15	15	15
中学校	生徒数	3,762	3,734	3,779	3,807	3,907	3,912
	学校数	8	8	8	8	8	8
高等学校	生徒数	2,392	2,559	2,682	2,785	2,819	3,045
	学校数	4	4	4	4	4	4

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）



次世代育成支援行動計画

(後期計画)の評価

第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

1 評価の方法

次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価は、まず①事業評価を行い、②①を分析し、基本目標を評価しました。

①事業評価

- ・評価手法としては、事業を主体的に実施する各担当課が目標の達成度の状況を「次世代育成支援行動計画（後期計画）実施状況評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から事業の取り組み状況を評価しました。
- ・評価ランクは、「A=目標達成・目標に向かって改善」「B=横ばい・継続」「C=停滞・事業を未実施」「事業終了・評価なし」の4分類としました。
- ・事業数は、1つの事業に対して複数の課が担当している場合は、重複してカウントしています。（1つの事業を3つの課で担当している場合、事業数は3事業となります。）

②基本目標の評価

- ・①の事業評価を基に基本目標の達成度を分析し、今後の課題を整理しました。

2 総合評価

次世代育成支援行動計画（後期計画）の195事業のうち、A評価が101事業で51.8%、B評価が83事業で42.6%、C評価が11事業で5.6%となっています。計画全体の進捗状況としては、おおむね半分以上の事業が目標を達成、もしくは改善しています。

基本目標別では、「基本目標2 子どもと母親の健康づくり」の事業の多くが目標達成、もしくは目標に向かって改善しています。一方、「基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり」では、横ばいや継続の事業が多くなっています。また、「基本目標1 子育てを支援する地域づくり」では、取組状況が停滞や未実施の事業が多く課題が積み残されています。

これらのことから、次世代育成支援行動計画（後期計画）は、各基本目標の課題を解消するためにも、計画を延伸する必要があります。

そこで、今回の計画策定にあたっては、これらの評価や取組状況を踏まえ、各事業の見直しを行い、新しい基本目標の下に事業を位置付けました。（詳細は第6章 施策の展開を参照）

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
1 子育てを支援する地域づくり					
① 情報提供・相談体制の充実	20	13	6	1	0

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
② 地域における子育て支援サービスの充実	15	6	4	5	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0
④ 経済的支援の充実	13	4	8	1	0
計	50	24	19	7	0
2 子どもと母親の健康づくり					
① 子どもや母親の健康の確保	8	6	2	0	0
② 食育の推進	10	9	1	0	0
③ 思春期保健対策の充実	9	7	2	0	0
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0
計	28	23	5	0	0
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり					
① 子どもの人権の擁護	7	4	3	0	0
② 次代の親の育成	3	1	1	1	0
③ 教育環境の充実	22	10	11	1	0
④ 家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0
⑤ 地域活動の充実	9	1	8	0	0
⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	1	6	0	0
計	50	19	29	2	0
4 安全で安心な生活環境づくり					
① 安全なまちづくりの推進	6	4	2	0	0
② 安心して外出できる環境の整備	4	1	3	0	0
計	10	5	5	0	0
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり					
① 多様な働き方のできる環境の整備	5	4	1	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	4	1	3	0	0
③ 保育サービスの充実と多様化	10	5	5	0	0
計	19	10	9	0	0
6 子どもの安全を守る体制づくり					
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	4	1	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	12	4	6	2	0
計	17	8	7	2	0
7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり					
① 児童虐待防止対策の充実	14	8	6	0	0
② ひとり親家庭への支援の充実	2	0	2	0	0
③ 障害児のいる家庭への支援の充実	5	4	1	0	0
計	21	12	9	0	0
事業合計	195	101	83	11	0

3 基本目標別の評価

基本目標1 子育てを支援する地域づくり

基本目標1の「子育てを支援する地域づくり」は、50事業のうちA評価が24事業、B評価が18事業、C評価が7事業で、実施事業の48.0%がA評価となっています。

施策名①「情報提供・相談体制の充実」は、20事業のうちA評価が13事業、B評価が6事業、C評価が1事業となっています。C評価は「子育て広場の充実」で、子育てIT広場は未実施のためC評価となっています。

施策名②「地域における子育て支援サービスの充実」は、15事業のうちA評価が6事業、B評価が4事業、C評価が5事業となっています。C評価のうち、「つどいの広場」は他に類似事業が実施されているため未実施、「幼保一元化施設」は子ども家庭課、学校教育課、保育課がいずれも未実施、「保育ママ」は保育ママの募集は行っているものの、なり手がいないためC評価になっています。

施策名③「子育て支援のネットワークづくり」は、2事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業となっています。

施策名④「経済的支援の充実」は、13事業のうちA評価が4事業、B評価が8事業、C評価が1事業となっています。「就学援助・奨学金」は国が「高等学校等就学支援金」制度を実施していることから未実施となっており、C評価となっています。

【今後の課題】

ニーズ調査やワークショップにおいて、市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制を求める声があり、市民のニーズに合ったサービスの充実を図ることが求められています。また、保育ニーズ等の高まりに応じた保育所や学童クラブといった子育て関連施設の整備を進めることが必要です。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
1 子育てを支援する地域づくり					
① 情報提供・相談体制の充実	20	13	6	1	0
② 地域における子育て支援サービスの充実	15	6	4	5	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0
④ 経済的支援の充実	13	4	8	1	0
計	50	24	19	7	0

基本目標2 子どもと母親（保護者）の健康づくり

基本目標2の「子どもと母親の健康づくり」は、28事業のうちA評価が23事業、B評価が5事業で、実施事業の82.1%がA評価となっています。

施策名①「子どもや母親の健康の確保」は、8事業のうちA評価が6事業、B評価が2事業となっています。

施策名②「食育の推進」は、10事業のうちA評価が9事業、B評価が1事業となっています。

施策名③「思春期保健対策の充実」は、9事業のうちA評価が7事業、B評価が2事業となっています。

施策名④「小児医療の充実」は、1事業がA評価となっています。

【今後の課題】

次世代育成支援行動計画（後期計画）期間中の取り組み状況については、全体的に高い評価になっていますが、子どもと母親（保護者）の健康づくりは、いつの時代も大切であるため、今後も各事業を推進していきます。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
2 子どもと母親の健康づくり					
① 子どもや母親の健康の確保	8	6	2	0	0
② 食育の推進	10	9	1	0	0
③ 思春期保健対策の充実	9	7	2	0	0
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0
計	28	23	5	0	0

基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標3の「子どもが健やかに成長できる教育環境づくり」は、50 事業のうちA評価が 19 事業、B 評価が 29 事業、C 評価が 2 事業で、実施事業の 38%が A 評価となっています。

施策名①「子どもの人権の擁護」は、7 事業のうちA評価が 4 事業、B 評価が 3 事業となっています。

施策名②「次代の親の育成」は、3 事業のうちA評価が 1 事業、B 評価が 1 事業、C 評価が 1 事業となっています。公民館の「通学合宿」は通学を実施しないキャンプ（合宿）体験として実施されているためC評価となっています。

施策名③「教育環境の充実」は 22 事業のうちA評価が 10 事業、B 評価が 11 事業、C 評価が 1 事業となっています。「学童保育所と保育所の交流」は、子ども家庭課としての実績はなかったためC評価となっています。

施策名④「家庭の教育力の向上」は2 事業ともA評価となっています。

施策名⑤「地域活動の充実」は 9 事業のうちA評価が 1 事業、B 評価が 8 事業となっています。

施策名⑥「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は 7 事業のうちA評価が 1 事業、B 評価が 6 事業となっています。

【今後の課題】

いじめの増加や不登校が問題となっているなか、子どもや親が抱える悩みを相談できる体制が求められています。また、子どもが学び健やかに成長できる教育環境を充実していくことが必要です。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり					
① 子どもの人権の擁護	7	4	3	0	0
② 次代の親の育成	3	1	1	1	0
③ 教育環境の充実	22	10	11	1	0
④ 家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0
⑤ 地域活動の充実	9	1	8	0	0
⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	1	6	0	0
計	50	19	29	2	0

基本目標4 安全で安心な生活環境づくり

基本目標4の「安全で安心な生活環境づくり」は、10事業のうちA評価が5事業、B評価が5事業で、実施事業の50.0%がA評価となっています。

施策名①「安全なまちづくりの推進」は、6事業のうちA評価が4事業、B評価が2事業となっています。

施策名②「安心して外出できる環境の整備」は、4事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業となっています。

【今後の課題】

全ての子どもやその家庭が安心して生活できるよう、今後も継続して公共施設等の整備や防犯を意識した環境づくりが求められています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
4 安全で安心な生活環境づくり					
① 安全なまちづくりの推進	6	4	2	0	0
② 安心して外出できる環境の整備	4	1	3	0	0
計	10	5	5	0	0

基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標5の「男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」は、19事業のうちA評価が10事業、B評価が9事業で、実施事業の52.6%がA評価となっています。

施策名①「多様な働き方のできる環境の整備」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

施策名②「仕事と子育ての両立の推進」は、4事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業となっています。

施策名③「保育サービスの充実と多様化」は10事業のうちA評価が5事業、B評価が5事業となっています。

【今後の課題】

共働き世帯等の増加により、保育ニーズが高まっており、保育サービスの一層の充実を図ることが必要となっています。また、就労を希望する保護者に対して、男女が協力して子育てに取り組むための情報提供や企業との連携が重要です。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり					
① 多様な働き方のできる環境の整備	5	4	1	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	4	1	3	0	0
③ 保育サービスの充実と多様化	10	5	5	0	0
計	19	10	9	0	0

基本目標6 子どもの安全を守る体制づくり

基本目標6の「子どもの安全を守る体制づくり」は、17事業のうちA評価が8事業、B評価が7事業、C評価が2事業で、実施事業の47.1%がA評価となっています。

施策名①「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

施策名②「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、12事業のうちA評価が4事業、B評価が6事業、C評価が2事業となっています。C評価のうち、指導課の「ハザードマップの作成」は学校では作成していないため未実施、学校教育課の「安全管理の促進」は具体的な事業は実施していないため、C評価となっています。

【今後の課題】

子どもが巻き込まれる犯罪が多発しており、関係団体や地域と連携しながら、社会全体で子どもが安心して過ごせる環境づくりを行うことが課題となっています。地域の人々の自主的な活動を支援しつつ、各課関係機関と協力しながら犯罪抑止や事故防止に取り組むことが求められています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
6 子どもの安全を守る体制づくり					
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	4	1	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	12	4	6	2	0
計	17	8	7	2	0

基本目標7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

基本目標7の「保護が必要な子どもへの支援体制づくり」は、21事業のうちA評価が12事業、B評価が9事業で、実施事業の57.1%がA評価となっています。

施策名①「児童虐待防止対策の充実」は、14事業のうちA評価が8事業、B評価が6事業となっています。

施策名②「ひとり親家庭への支援の充実」は、2事業ともB評価となっています。

施策名③「障害児のいる家庭への支援の充実」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

【今後の課題】

児童虐待が増加を続けるなか、各関係機関との連携強化を図り、虐待防止や早期発見に繋げることが重要です。

また、すべての子どもが健やかに育つためには、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭への支援体制を強化することが求められています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり					
① 児童虐待防止対策の充実	14	8	6	0	0
② ひとり親家庭への支援の充実	2	0	2	0	0
③ 障害児のいる家庭への支援の充実	5	4	1	0	0
計	21	12	9	0	0



流山市子どもをみんなで育む計画の 基本理念と基本的な考え方

第4章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念

流山市は、「子育て世帯が増加している」という全国に誇れる素晴らしい環境であることを踏まえ、「流山市子どもをみんなで育む計画」を策定します。

基本理念

**「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

本計画を推進するため、この基本理念に基づき、市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化してまいります。

2 基本的視点

基本的視点Ⅰ 子どもの視点に立った支援

子どもの最善の利益を実現するには、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見をふまえたうえで、適切な子育て支援をしていくことが必要となります。

すべての子どもが幸福感と自己肯定感を持ちながら成長できるよう、子どもの視点に立った支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅱ 切れ目のない支援

産前・産後休業後、育児休業後、待機児童問題、小1の壁（就学前までは保育サービスを利用できていたが、就学後に学童保育を利用できない）等、子育て支援に切れ目が出てしまうことが子育てに対する不安の一因となっています。

いつでも、だれでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育ての流れの中で切れ目のない支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援

地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。

子育て家庭を更に重層的に支えるために、子育て関連施設・団体間の連携の強化やワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

基本的視点Ⅳ 施策の連携

子ども・子育て支援に関連する、教育や保育、福祉などの様々な分野が協力して、子ども・子育て支援サービスを提供していくことが求められています。

行政の都合で子ども・子育て支援を分断するのではなく、利用者の側に立つ観点から、子ども・子育て支援に関する各施策の連携を図っていくことが重要です。

3 基本目標



基本目標1 子育て支援する地域づくり

- 子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保健サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- 子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育て支援する体制を構築していきます。



基本目標2 子どもと母親（保護者）の健康づくり

- 心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に母親の心身の健康づくりを支えていきます。
- 健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- 子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ライフステージの変化に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。



基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

- 家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるように教育環境を充実させていきます。
- 子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- 子どもに乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。



基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- 子どもが伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。
- 次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- 地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。



基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- 男女がともに子育ての責任を担い、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- 従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。

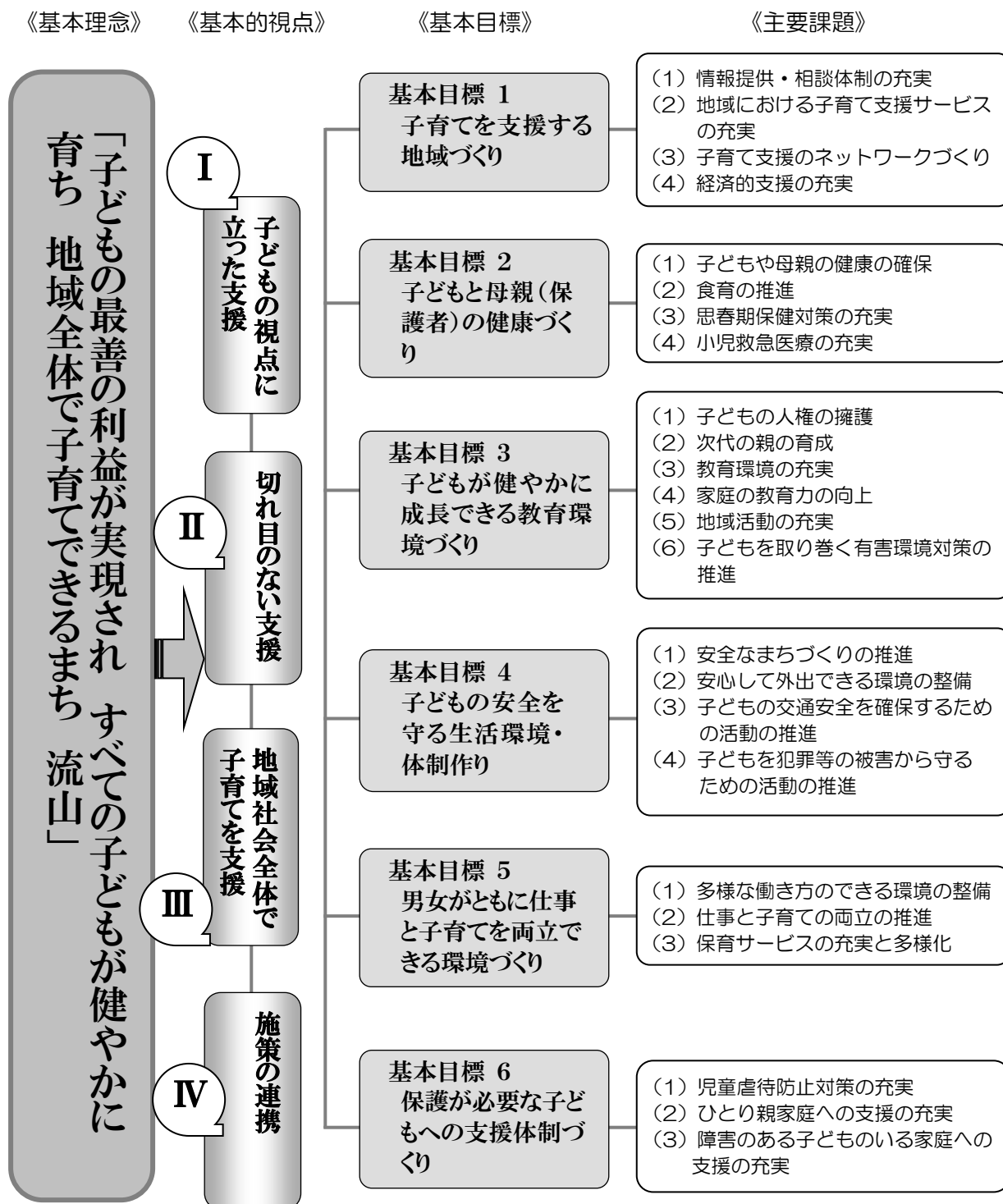


基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ひとり親の家庭や、障害のある子どもがいる家庭など、それぞれの家庭の実情に合わせて、最も適切な子育てを支援していきます。
- 子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の予防、発見に努めていきます。

4 施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの最善の利益が実現されすべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。





事業計画

第5章 事業計画

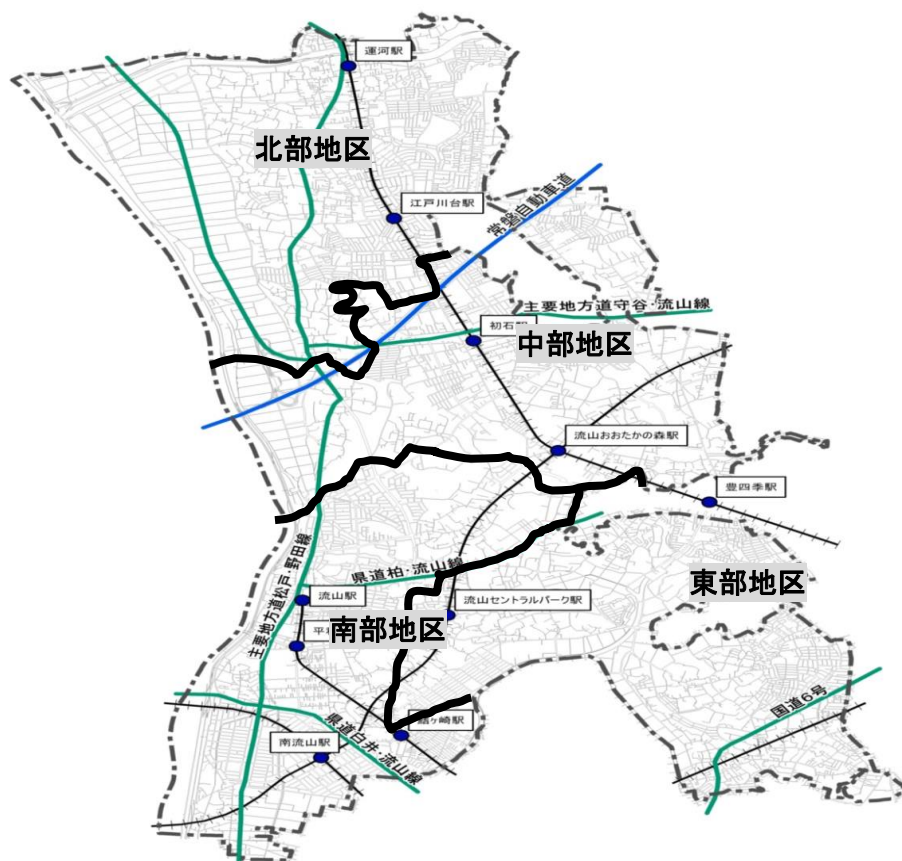
1 事業計画

事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項」、「教育・保育の量の見込みと確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項」に加え、第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画に掲げる「障害児に対する障害福祉サービスの方策と見込量」により構成します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、区域を設定し、区域別の児童の推計値やニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きの手順に沿って算出し、本市の地域特性を勘案しながら子ども・子育て会議での審議を踏まえ算定しました。

2 区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定し、それ以外の事業については、市全域の1区域で設定します。

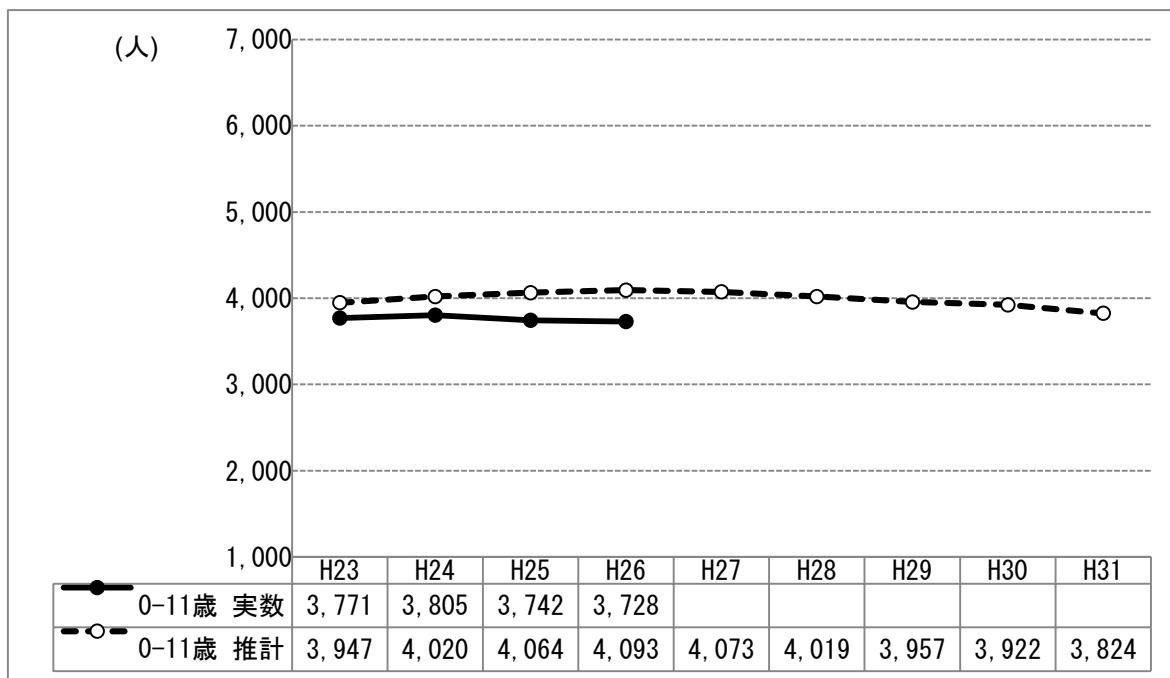


3 区域別の児童の推計値

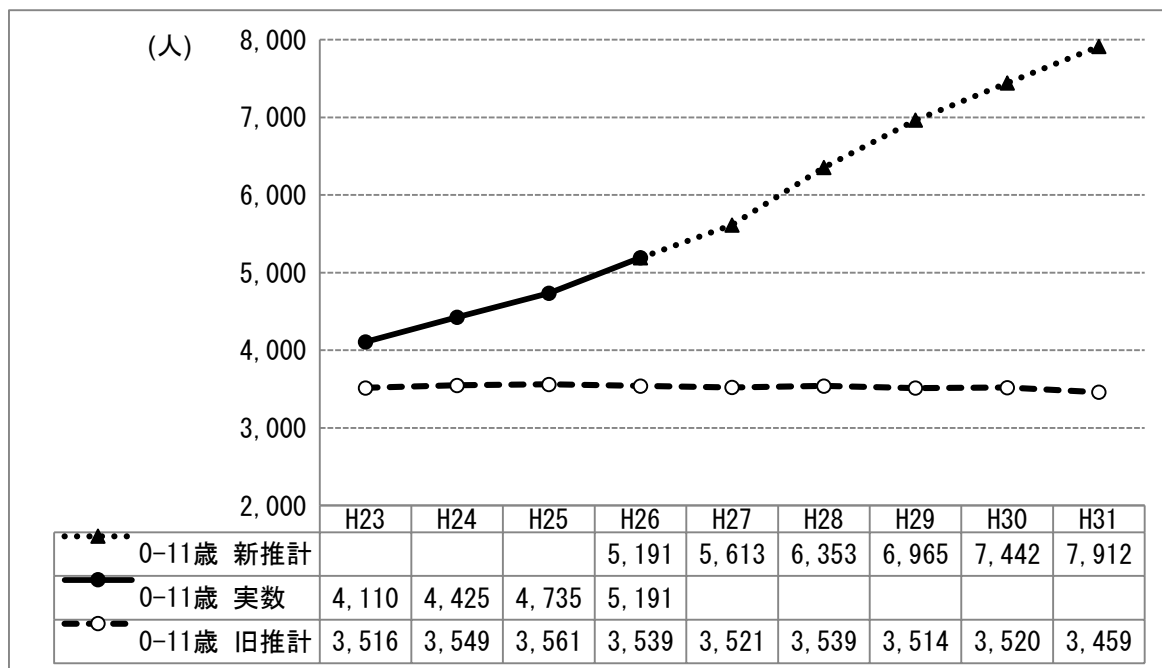
つくばエクスプレス沿線の開発により、中部地区及び南部地区の人口の増加が続いています。平成26年の0歳から11歳までの人口を平成23年の人口と比較すると、中部地区では、約1,000人、南部地区では、約200人以上増加しています。

このため、今回の計画策定にあたっては、それまでの人口推計に両地区の開発状況を加味した新しい人口推計を用いています。

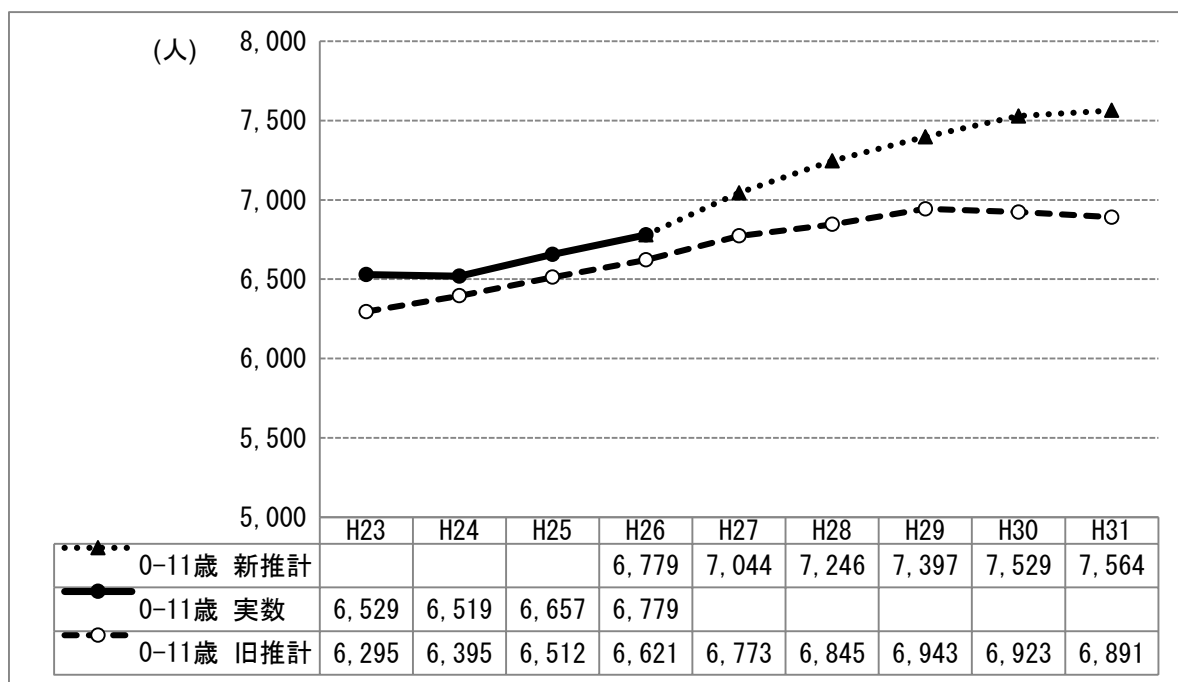
(1) 北部地区



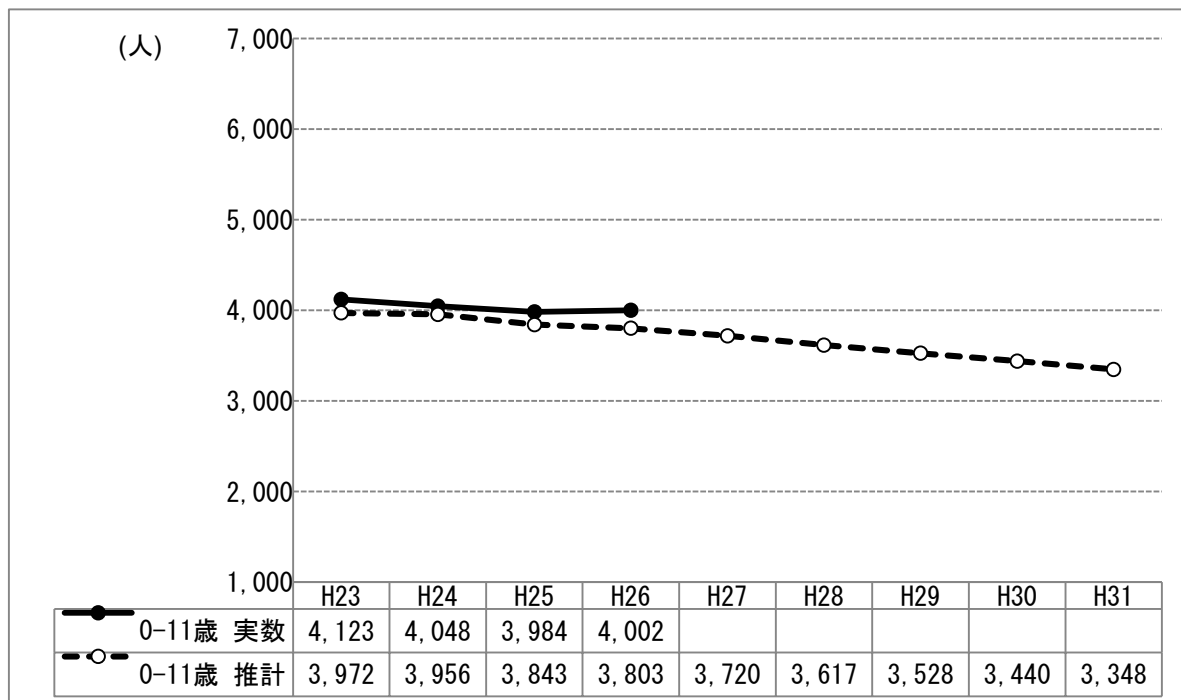
(2) 中部地区



(3) 南部地区



(4) 東部地区



4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

子ども・子育て支援制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくするなど、普及が図られています。

流山市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備などを検討していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施を検討していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子供を保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、保・幼・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

利用者区分を1号認定（幼稚園、認定こども園）、2号認定学校教育を希望（幼稚園の預かり保育、認定こども園）、2号認定上記以外（保育所、認定こども園）、3号認定0歳児（保育所、認定こども園、地域型保育事業）、3号認定1・2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の5つに区分し、利用者区分ごとに、ニーズ調査の結果を基に必要となる量の見込みを算定し、それに対応する確保方策を設定しています。

《教育・保育施設の特性》

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園は専用バスによる送迎あり。 ・入所児童は周辺地域だけではなく市全域・近隣市からも受入れる。 ・受入可能児童数 = 定員数を限度とする。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は公私立を問わず保護者が送迎を行う。 ・入所児童は主に周辺地域。ただし、車等による送迎が可能であれば原則市域全域の保育所で受入れる。 ・受入可能児童数 = 定員数の概ね120% …* *施設の面積・保育士数が基準（認可・確認の条例）を満たした場合 ※おおたかの森及び南流山には「送迎保育ステーション」を設置し、児童人口の急増に対応するため市域全域を対象として専用バスによる送迎を行っている。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・認定子ども園（幼保連携型を始め全てのタイプ）は専用バスによる送迎が可能。 ・入所児童は周辺地域だけではなく市全域・近隣市からも受入れる。 ・受入可能児童数 幼稚園機能 = 定員数を限度とする <li style="padding-left: 100px;">保育所機能 = 定員数の概ね120% …* *施設の面積・保育士数が基準（認可・確認の条例）を満たした場合

■市全域の見通し

整備の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・北部・東部地区の就学前児童数は減少していくと想定している。 1号認定は減少傾向、2号・3号認定は、上昇傾向で推移していくと想定している。このため、計画当初では、保育所、小規模保育所などの整備が必要と考えている。 ・中部・南部地区の就学前児童数は増加していくと想定している。 1号認定は、中部地区はほぼ同水準、南部地区は減少傾向、2号・3号認定は両地区とも上昇傾向で推移していくと想定している。このため、計画当初では保育所、小規模保育所などの整備が必要と考えている。 ・当該事業計画は、社会情勢等の変動を捉え、計画中間時点で見直すことを前提としている。
------------	--

《保育所等の整備想定年度》

単位：定員数（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
北部	0	0	139	0	0	139
中部	439	169	139	139	0	886
南部	510	278	60	98	0	946
東部	0	199	19	0	0	218
計	949	646	357	237	0	2189

■市全域（4区域の合計）

※「計画策定間の環境」及び「確保方策の内容」は各区域を参照

単位：人

区域	計画年度	利用者区分	① 量の 見込み	②確保方策			②－①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業		
市 全 域	平成 27 年度	1号認定	2,506	60	2,920		△112	
		2号認定	学校教育を希望					586
			上記以外	2,112	2,113			1
		3号認定	0歳児	289	389		0	100
			1・2歳児	1,413	1,215		0	△198
		平成 28 年度	1号認定	2,312	210	2,920		215
	2号認定		学校教育を希望	603				
			上記以外	2,485	2,563			78
	3号認定		0歳児	356	392		0	36
			1・2歳児	1,678	1,542		19	△117
	平成 29 年度		1号認定	2,185	300	2,920		373
		2号認定	学校教育を希望	662				
			上記以外	2,706	2,873			167
		3号認定	0歳児	395	416		9	30
			1・2歳児	1,821	1,688		86	△47
		平成 30 年度	1号認定	2,105	300	2,920		411
	2号認定		学校教育を希望	704				
			上記以外	2,881	3,073			192
	3号認定		0歳児	393	418		15	40
			1・2歳児	1,889	1,786		137	34
平成 31 年度	1号認定		1,978	300	2,920		465	
	2号認定	学校教育を希望	777					
		上記以外	3,032	3,193			161	
	3号認定	0歳児	452	440		27	15	
		1・2歳児	1,977	1,824		182	29	

■北部地区

【計画策定間の環境（平成26年度）】

- ・入所率 1号認定子ども：66.0% 2号認定子ども：26.1%
3号認定子ども：26.3%（0歳：7.1%）
※子ども・子育て支援制度施行前ではあるが「1号～3号認定こども」と区分する。
※2号・3号認定子どもの入所率は、入所児童数に待機児童数を加えた児童が当該児童地区人口に占める割合。
- ・北部地区は既存の市街区であり、今後、人口が減少していくと想定している。
- ・1号認定子ども：北部地区は、1号認定子どもの入所率が高く（市域平均59.7%）地区内だけではなく市域全域・近隣市の幼稚園にも入所している。また、地区内幼稚園は市域全域・近隣市の児童も受入れている（定員数は満たしている。）。
- ・2号・3号認定子ども：北部地区は、2号認定子ども（市域平均32.1%）、3号認定子ども（市域平均33.5%）の入所率が、市域平均と比較して低い。

【児童数とニーズ量の推計値】 ※詳細は資料編を参照

児童数	(人)		3～5歳		0歳	1・2歳
	平成27年度		973		220	524
	平成31年度		878		194	457
ニーズ量	(%)		2号認定		3号認定	
	1号認定		学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
			平成27年度	61.5	10.0	27.0
平成31年度	48.5	15.0	35.0	18.0	38.0	

【確保方策の内容】

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用を想定している。
- ・2号認定：2号認定子どもの総数は保育所の利用定員を上回ると想定しており、保育所整備や幼稚園の預かり保育の充実で対応を想定している。
- ・3号認定：3号認定子どもの総数は保育所の利用定員を上回ると想定しており、保育所や小規模保育所の整備等で対応を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の 見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業	
北部地区	平成27年度	1号認定		598	60	700		65
		2号認定	学校教育を希望	97				
			上記以外	263	255		△8	
		3号認定	0歳児	24	33		0	9
			1・2歳児	157	117		0	△40
		平成28年度	1号認定		559	60	700	
	2号認定		学校教育を希望	96				
			上記以外	287	255		△32	
	3号認定		0歳児	28	33		0	5
			1・2歳児	157	117		0	△40
	平成29年度		1号認定		519	60	700	
		2号認定	学校教育を希望	112				
			上記以外	290	255		△35	
		3号認定	0歳児	31	33		0	2
			1・2歳児	160	117		0	△43
		平成30年度	1号認定		478	60	700	
	2号認定		学校教育を希望	118				
			上記以外	300	335		35	
	3号認定		0歳児	32	35		0	3
			1・2歳児	169	155		19	5
	平成31年度		1号認定		426	60	700	
		2号認定	学校教育を希望	132				
			上記以外	307	335		28	
		3号認定	0歳児	35	35		0	0
1・2歳児			174	155		19	0	

■中部地区

【計画策定前の環境（平成26年度）】

- ・入所率 1号認定子ども：54.3% 2号認定子ども：36.1%
3号認定子ども：38.2%（0歳：13.5%）
※子ども・子育て支援制度施行前ではあるが「1号～3号認定こども」と区分する。
※2号・3号認定子どもの入所率は、入所児童数に待機児童数を加えた児童が当該児童地区人口に占める割合。
- ・T×沿線整備地区は、区画整理の進捗とともに、子育て世帯の転入により児童人口が急増している。これに伴い、保育ニーズも急増していることから、区画整理に伴う大規模住宅等の開発に対し、「流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱」を策定して、200戸以上の整備については保育所を設置する旨を求めている。
- ・中部地区の教育・保育施設へのニーズは、保育所への入所希望が高い傾向にあり、平成21年度から保育所を総定員数941人増となる整備を続けてきたが、平成26年4月1日には、国基準の待機児童が29人発生している。また、今後は区画整理の進捗に合わせ保育所へのニーズは右肩上がりであると想定している。そのため、平成26年度には、総定員数419人増となる大規模な保育所整備を行う。
- ・1号認定子ども：中部地区は、1号認定子どもの入所率は市域平均59.7%を下回っている。利用児童は、地区内の幼稚園だけではなく、市全域・近隣市の幼稚園にも入所している。また、地区内幼稚園は市全域・近隣市の児童も受入れている（定員数は満たしている）。
- ・2号3号認定子ども：中部地区は、2号認定子ども入所率は市域平均32.1%を、3号認定子どもの入所率は市域平均33.5%を大きく上回っており、今後も保育所へのニーズは右肩上がりであると想定している。

【児童数とニーズ量の推計値】 ※詳細は資料編を参照

児童数	(人)		3～5歳		0歳	1・2歳
	平成27年度		1,627		562	1,173
	平成31年度		2,294		646	1,457
ニーズ量	1号認定		2号認定		3号認定	
	(%)		学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
	平成27年度	35.2	8.0	50.0	25.0	50.0
平成31年度	25.2	12.0	56.0	30.0	58.0	

【確保方策の内容】

- 1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用する。また、認定こども園の整備等で対応を想定している。
- 2号認定：2号認定子どものニーズは平成26年度の大規模整備以降も増加が見込まれるため、借家型を含めた保育所や認定こども園の整備等で対応を想定している。
- 3号認定：3号認定子どものニーズは平成26年度の大規模整備以降も増加が見込まれるため、借家型を含めた保育所や認定こども園、小規模保育所の整備等で対応を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の 見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業	
中部地区	平成27年度	1号認定		573	0	200		△503
		2号認定	学校教育を希望	130				
			上記以外	814	885		71	
		3号認定	0歳児	141	189		0	48
			1・2歳児	587	555		0	△32
		平成28年度	1号認定		606	150	200	
	2号認定		学校教育を希望	146				
			上記以外	949	1,055		106	
	3号認定		0歳児	163	189		0	26
			1・2歳児	693	655		19	△19
	平成29年度		1号認定		627	150	200	
		2号認定	学校教育を希望	181				
			上記以外	1,066	1,145		79	
		3号認定	0歳児	167	189		0	22
			1・2歳児	769	715		38	△16
		平成30年度	1号認定		635	150	200	
	2号認定		学校教育を希望	217				
			上記以外	1,173	1,225		52	
	3号認定		0歳児	163	189		0	26
			1・2歳児	799	755		57	13
	平成31年度		1号認定		578	150	200	
		2号認定	学校教育を希望	275				
			上記以外	1,285	1,305		20	
		3号認定	0歳児	194	194		6	6
1・2歳児			845	790		70	15	

■南部地区

【計画策定前の環境（平成26年度）】

- ・入所率 1号認定子ども：59.6% 2号認定子ども：29.6%
3号認定子ども：33.6%（0歳：10.5%）
※子ども・子育て支援制度施行前ではあるが「1号～3号認定こども」と区分する。
※2号・3号認定子どもの入所率は、入所児童数に待機児童数を加えた児童が当該児童地区人口に占める割合。
- ・T×沿線整備地区は、区画整理の進捗とともに、子育て世帯の転入により児童人口が急増している。これに伴い、保育ニーズも急増していることから、区画整理に伴う大規模住宅等の開発に対し、「流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱」を策定して、200戸以上の整備については保育所を設置する旨を求めている。
- ・南部地区は、南流山地域の区画整理に伴う大規模住宅等の開発が、平成27年度以降に急速に展開される。そのため、中部地区同様、今後は区画整理の進捗に合わせ保育所へのニーズは右肩上がりで上昇すると想定している。そのため、平成27年度には、総定員数510人増となる大規模な保育所整備を行う予定である。
- ・1号認定子ども：南部地区は、1号認定子どもの入所率は市域平均59.7%と概ね同程度である。利用児童は、地区内の幼稚園だけではなく、市域全域・松戸市等近隣市の幼稚園にも入所している。また、地区内幼稚園は市全域・近隣市の児童も受入れている（定員数は満たしている）。
- ・2号3号認定子ども：南部地区は、2号認定子ども入所率は市域平均32.1%を下回り、3号認定子どもの入所率は市域平均33.5%と概ね同程度である。ただし、今後は保育所へのニーズは右肩上がりで上昇すると想定している。

【児童数とニーズ量の推計値】 ※詳細は資料編を参照

児童数	(人)		3～5歳		0歳	1・2歳
	平成27年度		1,891		608	1,293
	平成31年度		2,042		602	1,325
ニーズ量	1号認定		2号認定		3号認定	
	(%)		学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
	平成27年度	49.5	12.0	38.0	15.0	38.0
平成31年度	31.5	12.0	56.0	30.0	58.0	

【確保方策の内容】

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用を想定している。
- ・2号認定：2号認定子どものニーズは平成28年度の大規模整備以降も増加が見込まれるため、借家型を含めた保育所の整備等で対応を想定している。
- ・3号認定：3号認定子どものニーズは平成28年度の大規模整備以降も増加が見込まれるため、借家型を含めた保育所や認定こども園、小規模保育所の整備等で対応を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保方策			②-①		
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業			
南部地区	平成 27 年度	1号認定		936	0	1,320		157	
		2号認定	学校教育を希望	227					
			上記以外	719	702			△17	
		3号認定	0歳児		91	125		0	34
			1・2歳児		491	406		0	△85
		平成 28 年度	1号認定		767	0	1,320		320
	2号認定		学校教育を希望	233					
			上記以外	932	982			50	
	3号認定		0歳児		128	128		0	0
			1・2歳児		649	633		0	△16
	平成 29 年度		1号認定		679	0	1,320		405
		2号認定	学校教育を希望	236					
			上記以外	1,043	1,142			99	
		3号認定	0歳児		158	152		6	0
			1・2歳児		709	689		32	12
		平成 30 年度	1号認定		651	0	1,320		429
	2号認定		学校教育を希望	240					
			上記以外	1,102	1,182			80	
	3号認定		0歳児		158	152		6	0
			1・2歳児		733	709		32	8
	平成 31 年度		1号認定		643	0	1,320		432
		2号認定	学校教育を希望	245					
			上記以外	1,144	1,222			78	
		3号認定	0歳児		181	169		12	0
1・2歳児			769	712		64	7		

■東部地区

【計画策定前の環境（平成26年度）】

- ・入所率 1号認定子ども：62.5% 2号認定子ども：35.9%
3号認定子ども：31.6%（0歳：11.1%）
※子ども・子育て支援制度施行前ではあるが「1号～3号認定こども」と区分する。
※2号・3号認定子どもの入所率は、入所児童数に待機児童数を加えた児童が当該児童地区人口に占める割合。
- ・東部地区は既存の市街区であり、今後、人口が減少していくと想定している。
- ・1号認定子ども：東部地区は、1号認定子どもの入所率は市域平均59.7%を上回っている。利用児童は、地区内の幼稚園だけではなく、柏市等近隣市の幼稚園に入所している。また、地区内幼稚園は市全域・近隣市の児童も受入れている（定員数は満たしている）。
- ・2号・3号認定子ども：東部地区は、2号認定子どもは市域平均32.1%を上回っているが、3号認定子どもは市域平均33.5%を下回っている。

【児童数とニーズ量の推計値】 ※詳細は資料編を参照

児童数	(人)		3～5歳		0歳	1・2歳
	平成27年度		878		257	557
	平成31年度		780		234	498
ニーズ量	(%)		2号認定		3号認定	
	1号認定		学校教育を希望	左記以外		
平成27年度	45.4	15.0	36.0	13.0	32.0	
平成31年度	42.4	16.0	38.0	18.0	38.0	

【確保方策の内容】

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用する。また、認定こども園の整備等で対応を想定している。
- ・2号認定：認定こども園の整備等で対応を想定している。
- ・3号認定：認定こども園や小規模保育所の整備等で対応を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の 見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業	
東部地区	平成 27 年度	1号認定		399	0	700		169
		2号認定	学校教育を希望	132				
			上記以外	316	271			△45
		3号認定	0歳児	33	42		0	9
			1・2歳児	178	137		0	△41
		平成 28 年度	1号認定		380	0	700	
	2号認定		学校教育を希望	128				
			上記以外	317	271			△46
	3号認定		0歳児	37	42		0	5
			1・2歳児	179	137		0	△42
	平成 29 年度		1号認定		360	90	700	
		2号認定	学校教育を希望	133				
			上記以外	307	331			24
		3号認定	0歳児	39	42		3	6
			1・2歳児	183	167		16	0
		平成 30 年度	1号認定		341	90	700	
	2号認定		学校教育を希望	129				
			上記以外	306	331			25
	3号認定		0歳児	40	42		9	11
			1・2歳児	188	167		29	8
	平成 31 年度		1号認定		331	90	700	
		2号認定	学校教育を希望	125				
			上記以外	296	331			35
		3号認定	0歳児	42	42		9	9
1・2歳児			189	167		29	7	

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている13事業について、ニーズ調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保方策を設定しています。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《学童クラブの特性》

現在の学童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、公設民営型（市が施設を設置し指定管理者が運営する形態）の学童クラブを1小学校区に1学童クラブ（複数の施設を設置している小学校区もある）配置している。 ・学童クラブのニーズは、保育所ニーズとともに急増している。また、保育所と同様に、施設を拡張すると利用ニーズが増加する傾向がある。 ・入所児童数は、4月がピークであり、年度末に向けて徐々に減少していく傾向がある（退所の理由は「塾や習い事等」、「友人と過ごす時間を増やしたい」など。）。 ・学童クラブは、児童福祉法では「放課後児童健全育成事業」と位置付けられているとおり、児童を預かる時間は放課後（3時間）が基本となる。ただし、土曜日及び長期休暇（春・夏・冬）は1日（8時間）預かる。 ・学童クラブの入所率は、保育所の入所率より低い傾向にある。この背景には、保育所における短時間利用に相当する児童は、学童クラブを利用する必要性が低い（1時間程度の利用となる場合が想定される）ことなどが考えられる。ただし、短時間利用児童に相当する児童は、長期休暇の利用は希望する場合が多い。
今後の学童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が平成27年4月から施行すると、公設民営型だけではなく、条例の要件を満たした民設民営型の施設整備も想定できる。 ・民設民営型は、塾・スポーツ教室等の機能を有した施設の参入も想定できる。 ・学童クラブを整備・拡張していく計画上の単位は、条例が定める「支援の単位40人」としたい。

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
(2) 提供区域の設定	北部地区・中部地区・南部地区・東部地区（4区域）
(3) 確保方策の内容	<p>【北部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度の施設環境で対応する。 新川小学校区は、計画と実際のニーズを検証し、施設整備を検討する。 <p>【中部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27・28 年度に 4 単位相当分の整備を行う。平成 29・30 年度に 3 単位相当分の整備を行う。 おおたかの森地域の整備を緊急に行う。 西初石小学校区・八木北小学校区は、各 1 単位相当分の整備を行う。 施設整備は、公設民営型の学童クラブだけではなく、民設民営型の学童クラブも検討する。 <p>【南部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27・28 年度に 5 単位相当分の整備を行う。平成 29・30 年度に 2 単位相当分の整備を行う。 南流山地域の整備を緊急に行う。 流山小学校区・流山北小学校区は、計画と実際のニーズを検証し、施設整備を検討する。 施設整備は、公設民営型の学童クラブだけではなく、民設民営型の学童クラブも検討する。 <p>【東部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に 2 単位相当分の整備を行う。 実際のニーズが計画ニーズを上回った場合は、計画と実際のニーズを検証し、施設整備を検討する。
(4) 事業担当課	保育課

《保育所等の整備想定年度》

単位：定員数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
北部	0	0	0	0	0	0
中部	160	160	120	160	0	600
南部	200	200	80	80	0	560
東部	0	80	0	0	0	80
計	360	440	200	200	0	1,200

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域 (合計)	①量の 見込み	低学年	1,156	1,484	1,692	1,839	2,117
		高学年	143	144	151	158	163
	②確保方策		1,135	1,495	1,935	2,135	2,375
	②-①		△164	△133	92	138	95
北部	①量の 見込み	低学年	281	298	308	302	317
		高学年	34	35	36	38	37
	②確保方策		375	375	375	375	375
	②-①		60	42	31	35	21
中部	①量の 見込み	低学年	291	442	551	638	775
		高学年	30	32	35	40	47
	②確保方策		255	415	575	695	855
	②-①		△66	△59	△11	17	33
南部	①量の 見込み	低学年	383	520	604	662	768
		高学年	48	47	49	50	50
	②確保方策		280	480	680	760	840
	②-①		△151	△87	27	48	522
東部	①量の 見込み	低学年	201	224	229	237	257
		高学年	31	30	31	30	29
	②確保方策		225	225	305	305	305
	②-①		△7	△29	45	38	19

《放課後子ども総合プランについて》

国の推進する放課後子ども総合プランに基づく、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室（地域住民等の協力を得て、放課後等にすべての児童を対象に学習や体験・交流活動などを行う事業）の計画的な整備等に関する事項は、全ての地方公共団体で新たに設置される「総合教育会議」の中で検討する。

(2) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	新規開設園においても延長保育を実施する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	2,369	2,617	2,865	3,113	3,349
	②確保方策	2,369	2,617	2,835	3,113	3,349

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ（宿泊））

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に泊りがけで入所させ、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を維持する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	319	334	341	344	344
	②確保方策	365	365	365	365	365

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言その他の援助を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込みに対応する施設数
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

：か所

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	91,356	96,456	97,551	96,864	95,208
	②確保方策	15	15	15	15	15

(5) 一時預かり事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	幼稚園の預かり保育実施を推進する。 ファミリー・サポート・センターの実施施設数を増設する。 ショートステイ、トワイライトステイについては、現在の提供体制を継続する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課・保育課

② 量の見込み・確保方策

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	① 量の見込み					
	1号認定の利用	13,796	14,333	14,757	15,137	15,402
	2号認定の利用	65,967	68,535	70,562	72,380	73,646
	②確保方策	79,763	82,868	85,319	87,517	89,048

■ 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター（就学前）、一時保育、ショートステイ（日帰り）、トワイライトステイ）

単位：人日／

年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
市全域	① 量の見込み	ファミリー・サポート・センター	3,112	3,307	3,322	3,254	3,151
		一時保育	7,330	7,795	7,821	7,664	7,428
		ショートステイ、トワイライトステイ	6	6	6	6	6
		計	10,448	11,102	11,149	10,924	10,579
	② 確保方策	ファミリー・サポート・センター	3,383	3,519	3,604	3,808	3,944
		一時保育	25,250	25,250	25,250	25,250	25,250
		ショートステイ、トワイライトステイ	365	365	365	365	365
		計	28,998	29,134	29,219	29,423	29,559

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	病児について病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を確保するとともに、病児保育事業の実施を検討する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	536	561	573	578	579
	②確保方策	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））

① 事業の概要

(1) 事業の概要	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	提供会員の確保を推進する。 利便性の向上のため、実施施設を増設する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	2,464	2,563	2,666	2,773	2,884
	②確保方策	2,431	2,533	2,686	2,737	2,856

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	1,647	1,751	1,748	1,717	1,676
	②確保方策	実施体制：個人委託助産師及び保健師7名 非常勤助産師及び保健師7～9名 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(9) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子供の養育に支援を必要としている家庭に対して、保健師などを派遣し、育児や家事の指導・助言を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（延べ訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	87	98	100	100	100
	②確保方策	【育児家事援助部分】 実施体制：3～4人 実施機関：健康増進課（流山市保健センター） 子ども家庭課 【専門的相談支援部分】 実施体制：4～5人 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(10) 妊婦健康診査

① 事業の概要

(1) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（健診回数）に対応する実施体制。 ※1人あたりの健診回数は14回で算定。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：回

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	23,800	25,200	25,200	24,500	24,080
	②確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

(11) 利用者支援事業（子育て支援総合窓口事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	<p>子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。</p> <p>利用者の個別ニーズに応じた子育て支援サービスに結びつけられるように、相談機能を有する総合窓口を設置する。</p>
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	平成27年度に1か所設置を予定。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：か所

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	国の動向を勘案しながら検討する。
(4) 事業担当課	

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	国の動向及び市内の事業者の意向を踏まえて検討する。
(4) 事業担当課	

7 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が円滑に利用できるような環境を整えていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

県が行う施策との連携を図り、流山市の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。（各施策の詳細は第6章施策の展開を参照）

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対策のために、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化、専門職員の資質向上を図るとともに、児童相談所との連携強化を図ります。また、虐待の発生予防のために子どもの健康診査等の保健指導、地域や医療機関との連携を通して、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

③ 障害児施策の充実等

流山市障害福祉計画の子育て・教育の施策事業と整合し、つばさ学園については、児童福祉法に基づく児童発達支援センターに位置付け、身近な地域の障害児支援の専門機関として、通所利用の障害児支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象にした支援や保育所等の施設に通う障害児に対して、施設を訪問して支援する体制を整備していきます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や学童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

8 障害児に対する障害福祉サービスの見込量と方策

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。なお、見込量及び方策は、第4期障害福祉計画の計画期間にあわせ平成27年度～平成29年度の3か年間とし、本計画の見直しに併せて見直します。

（1）児童発達支援

①事業の概要

（1）事業の概要	<p>①児童発達支援センター（つばさ学園） 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業（つばさ学園） 通所利用の障害児に対し、集団生活を通して基本的な生活動作、心や体を育てる療育支援を行う身近な療育の場です。</p>
（2）事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	63	67	70
見込量の方策	児童発達支援センターの機能の充実を図ることで、障害児の増加に対応します。		

（2）医療型発達支援

①事業の概要

（1）事業の概要	<p>肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象にしています。</p>
（2）事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	1	1	1
見込量の方策	利用児については1人程度を見込み、本市には事業所が存在しないため、近隣市にある事業所の利用につなげます。		

(3)「放課後等デイサービス」

①事業の概要

(1) 事業の概要	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	48	50	52
見込量の方策	市内の事業所も徐々に増えており、今後の利用者の増加に対応します。		

(4) 保育所等訪問支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	6	7	10
見込量の方策	平成27年度から本市の児童発達支援センターの稼働による、利用増を見込みました。		

(5) 障害児相談支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児またはその保護者の状況を考慮し、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	14	15	16
見込量の方策	人口増や療育手帳の取得により障害児の増加が見込まれ、それに伴い計画相談も増加することから、児童発達支援センター等で計画作成します。		



施策の展開

第6章 施策の展開

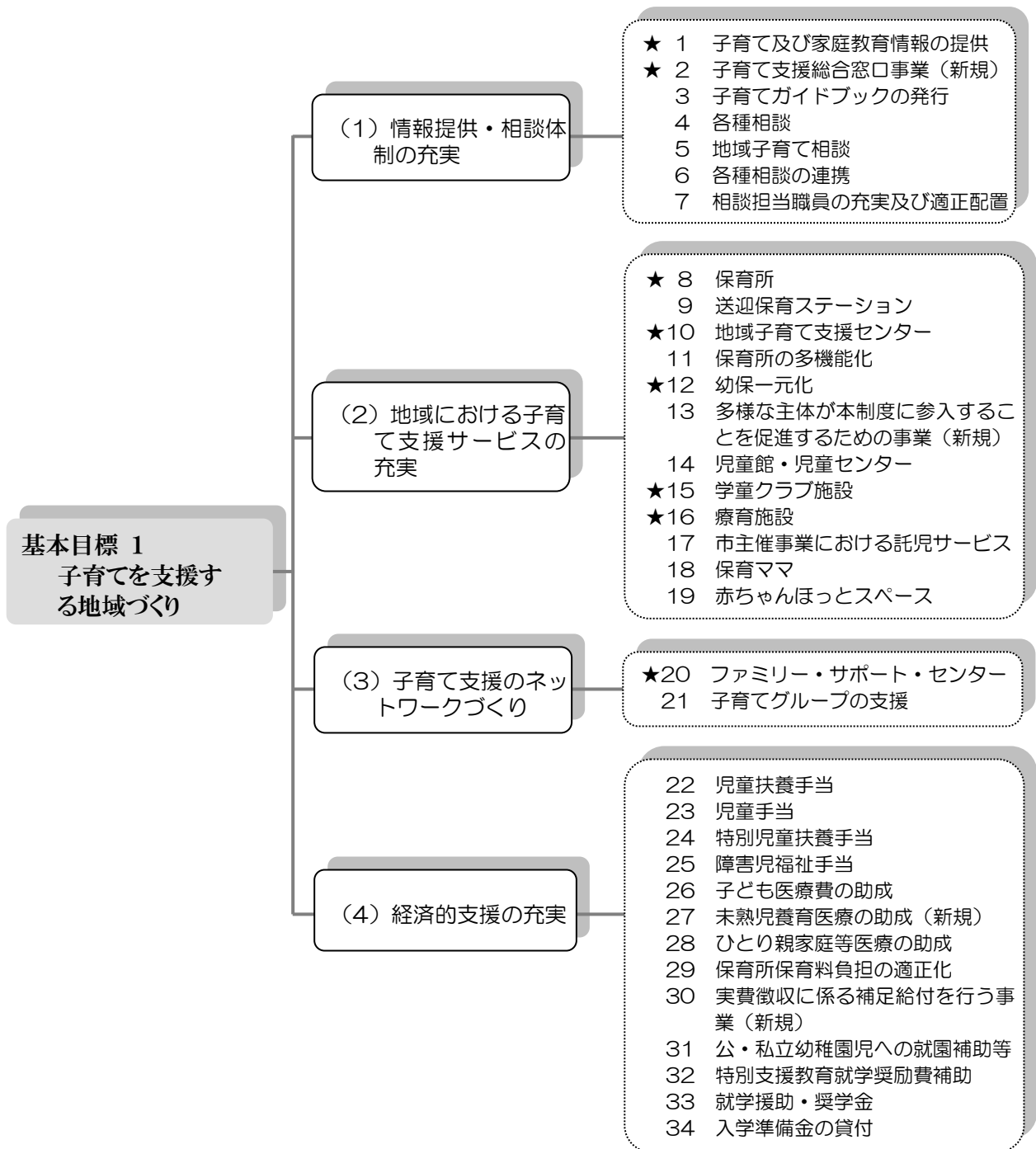
第6章 施策の展開は、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価結果や、ニーズ調査・パブリックコメントなどの意見を実現させるための事業体系です。なお、計画期間中には、新たな事業も実施し、当該計画の実現を目指します。

また、流山市子どもをみんなで育む計画期間中（平成27年度～平成31年度）に特に重点的に取り組む事業として、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の関連事業を含む、下記の事業を重点的に取り組みます。

重点的に取り組む事業については、次世代育成支援行動計画（後期計画）における評価及び取り組み状況、流山市総合計画（後期基本計画）との関係性、市民のニーズや子ども・子育て会議での審議を踏まえ、選定しました。重点的に取り組む事業は、本章で★をつけて記載しています。

基本目標	事業番号	事業名
1 子育てを支援する 地域づくり	1	子育て及び家庭教育情報の提供
	2	子育て支援総合窓口事業（新規）
	8	保育所
	10	地域子育て支援センター
	12	幼保一元化
	15	学童クラブ施設
	16	療育施設
	20	ファミリー・サポート・センター
2 子どもと母親（保護者）の健康づくり	36	乳幼児健康診査
	41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	52	相談・カウンセリング
	55	幼児教育に関する研究・研修
	67	家庭教育講座
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	83	公園の整備・充実
	86	防犯対策の充実
	93	関係機関、団体との情報交換
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	106	延長保育
	110	病児・病後児保育
	112	障害児保育
	113	学童クラブの活用
6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	117	虐待に関する相談の充実
	118	児童虐待防止の連携強化
	119	ひとり親家庭相談
	123	療育指導・機能訓練

1 子育てを支援する地域づくり



(1) 情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

近年では、核家族化や少子化の進行、地域の関わりとの希薄化により、子育てに関する知識が継承されにくくなっています。そのため、孤立し子育てに不安を抱えている親が増加しています。

ニーズ調査やワークショップでも子育てに関する分かりやすい情報提供や気軽に相談できる場所を望む声が多くありました。

今後は、市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制を充実することが課題となってきます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
★ 1 子育て及び家庭教育情報の提供	<p>■子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等での確に提供できるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まなびの森」のホームページ公開 ・児童センター活動パンフレット ・ホームページの活用 ・子育て支援団体のパンフレットの活用 ・保育所案内 ・子育て広報紙「ひだまりぽかぽか」(月刊)発行 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も子育て支援情報の提供を行い、分かりやすく使いやすい情報提供に努めます。(子ども家庭課) ・引き続き的確な情報提供に努めます。また、若い親が情報ツールとすることが多い、携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使って、よりの確かかつ迅速に子育て情報を提供します。(公民館) ・子育て情報を含む生涯学習情報の情報提供を随時受け付け発信できるよう情報の拡充に努めます。(生涯学習課) ・今後も市民にとって、分かりやすく使いやすい子育て情報の提供に努めます。(保育課) 	<p>子ども家庭課</p> <p>公民館</p> <p>生涯学習課</p> <p>保育課</p>
★ 2 子育て支援総合窓口事業(新規)	<p>■子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に新設することから、各関係機関との連携や情報収集を行い、市民のニーズに応じた子育て支援メニューを提供することに努めます。 	<p>子ども家庭課</p>
3 子育てガイドブックの発行	<p>■子育てに関係する様々な情報を提供し、子育て家庭を支援するため、「子育てガイドブック」を発行します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して最新の子育て情報の提供に努めるべく、毎年度「子育てガイドブック」を作成します。 	<p>子ども家庭課</p>

事業名		事業内容	担当課
4	各種相談	<p>■育児相談、児童相談、教育相談など、各種相談事業を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> •家庭児童相談 •ことばの相談 •教育相談 •療育相談 •スクールカウンセラーの配置 •子育てサロンにおける相談 	<p>子ども家庭課</p> <p>公民館</p> <p>指導課</p>
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> •今後も継続して事業を実施します。特に、近年急増している児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。(子ども家庭課) •生涯学習専門員、助産師、保健師など、専門家の参加促進や異世代交流の場の提供などを通して、より気軽に相談できるシステムの構築に努めます。(公民館) •継続して支援が必要なケースもあり、相談件数も増加傾向のため、今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) •障害の早期発見、早期支援に努めるため、療育相談事業を継続します。(障害者支援課) 	<p>障害者支援課</p>
5	地域子育て相談	<p>■保護者が子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、地域子育て支援センターを核として、保育所等を有効に活用し、相談体制の充実に努めます。</p>	<p>子ども家庭課</p>
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> •子育て相談を継続し保護者の育児に関する不安の軽減に努めます。(子ども家庭課) •保育所に限らず使いやすい相談窓口の充実に努めます。(保育課) 	<p>保育課</p>
6	各種相談の連携	<p>■各種相談窓口と保健所、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> •ケース検討部会(定例会、臨時検討会議) 	<p>子ども家庭課</p> <p>障害者支援課</p>
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> •要保護児童に対する支援は、今後ますます重要性が増すことが考えられるため、引き続き連絡会議を開催し、各種相談の連携に努めます。(子ども家庭課) •平成27年4月から運営する児童発達支援センターにおいて、関係機関等との協力により児童の支援方針を決定するなど、今後も障害児及びその保護者からの相談を継続します。(障害者支援課) •今後も、対象児への支援と相談体制づくりに努めます。また、それ以外の相談においても、関係部署と連携を取りながら、必要に応じ今後も検討会を開催してまいります。(健康増進課) •今後も、公立保育所所長会議、民間保育所協議会及び学童クラブ指定管理者連絡会議を活用して情報を共有し、緊急時に速やかに対応ができるよう関係機関との連携を強化します。(保育課) 	<p>健康増進課</p> <p>保育課</p>

事業名		事業内容	担当課
7	相談担当職員の充実及び適正配置	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者の子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 各種相談に対する即応体制を確保し的確なニーズ対応を図るため、事業を継続します。(子ども家庭課) 医師などの専門家による療育相談を行い、相談支援専門職員によりサービス利用計画等を作成し、事業を実施していきます。(障害者支援課) 今後も事業を継続し、職員だけでなく臨時職員も含めた相談担当者の知識及び能力の向上に努めます。(健康増進課) 研修等を活用し、保育士の資質向上に努めます。(保育課) 	障害者支援課 健康増進課 保育課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援に関するニーズが高まっています。

また、ニーズ調査では、地域子育て支援センターや児童センター・児童館といった子どもや親が集まる場所の拡充を求める意見も多くありました。

全ての子育て家庭を社会全体で支援していくために、利用者のニーズを踏まえた多様な子育て支援サービスの充実が求められています。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
★ 8	保育所	<input checked="" type="checkbox"/> 保育需要は、おおたかの森地区及び南流山地区の開発の状況を踏まえ増加を続けることから、待機児童解消のため、保育所の適正な配置に努めます。	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> おおたかの森地区や南流山地区の整備を進めるとともに、将来の保育需要が減少することも想定し、高齢者施設等の施設への転換も念頭に置き、施設整備を進めます。 	
9	送迎保育ステーション	<input checked="" type="checkbox"/> 送迎保育ステーションを利用し、市内の保育所まで送迎することにより、保育所利用者の利便性の向上を図ります。	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 本事業は待機児童解消策の手法の1つであり、保育需要の状況を踏まえ、事業の継続を研究していきます。 	
★ 10	地域子育て支援センター	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域子育て支援センターを充実します。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 今後もサービスの充実を図ります。また、子育て支援センターの職員研修を継続し、職員の質の向上に努めます。 	
11	保育所の多機能化	<input checked="" type="checkbox"/> 身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の回数を増やす等、保育所等の多機能化を推進します。	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 今後も園解放等を推進し、ニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。 	

事業名		事業内容	担当課
★ 12	幼保一元化	<p>■幼稚園と保育所の内容接近化が求められる中、幼保一元化施設の設置を進めていきます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後の子育て支援を向上させる施策として、認定こども園の整備を進めます。(子ども家庭課・保育課) ・幼児教育支援センターにおいて引き続き、今後も国の動向を見ながら、幼保小関連教育の研究を進めています。(指導課) 	<p>子ども家庭課</p> <p>指導課</p> <p>保育課</p>
		<p>■特定教育・保育施設等へ民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促します。</p> <p>□国の動向及び市内の事業者の意向を踏まえて検討します。</p>	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)	<p>■地域における子どもの健康の増進と情操を育むため、児童館・児童センターを設置しています。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点として、幼児活動、相談事業、遊びの指導に努めます。 	子ども家庭課
★ 15	学童クラブ施設	<p>■放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童需要が大幅に増加する中で、安全な保育が提供できる環境を整備していきます。 	保育課
★ 16	療育施設	<p>■障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育施設の充実のため、つばさ学園を平成27年4月から児童発達支援センターとして位置付けます。 	障害者支援課
17	市主催事業における託児サービス	<p>■乳幼児のいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、主催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。(公民館) ・保育ボランティアの派遣を通して、市の主催事業への参加を支援します。(子ども家庭課) 	<p>公民館</p> <p>子ども家庭課</p>
18	保育ママ	<p>■両親の就労等で保育に欠け、かつ、保育所に入所できない3歳未満児を、市が認定した保育者(保育ママ)が居宅で保育します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度における位置付けが明確になったため、今後、保育所整備を進めるとともに、保育者の確保に努めます。 	保育課
19	赤ちゃんほっとスペース	<p>■安心して赤ちゃんと外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所(施設)を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。また、「赤ちゃんほっとスペース」以外の施設でも子ども連れの親に配慮した施設整備を進めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども連れの親が気兼ねなく外出できるよう、今後も市内各施設への設置や設置についての周知を促進します。 	子ども家庭課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する親族や知人の協力を得ることが難しく、家庭における育児の負担が重くなっています。

ニーズ調査では、子育てに関する主な親族協力者等の状況について、就学前の子ども及び小学生で「いずれもない」と回答した人が1割以上いる結果となりました。

安心して子育てができるために、地域の子育て中の親同士が交流できる機会の提供や、NPO等との協働による子どもの預かりなどの子育て支援を充実していくことが求められています。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
★ 20	ファミリー・サポート・センター	■仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
		□今後の方向性 ・仕事と家庭の両立支援に関する援助を推進するため、今後も継続して、事業の推進に努めます。	
21	子育てグループの支援	■地域子育て支援センターや身近な児童館、児童センターなどを利用し、子育てグループの支援の強化に努めます。	子ども家庭課
		□今後の方向性 ・今後も乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。	

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

少子化の進行の原因のひとつとして、経済的な理由が挙げられます。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費等の子育て費用が大きな不安になっています。

ヒアリング調査でもひとり親家庭等の医療費助成や児童手当などの拡充といった経済的な支援の充実を求める声がありました。

多くの家庭が安心して子どもを産み育てていけるよう、子育て世帯の経済的負担を軽減することが課題となっています。

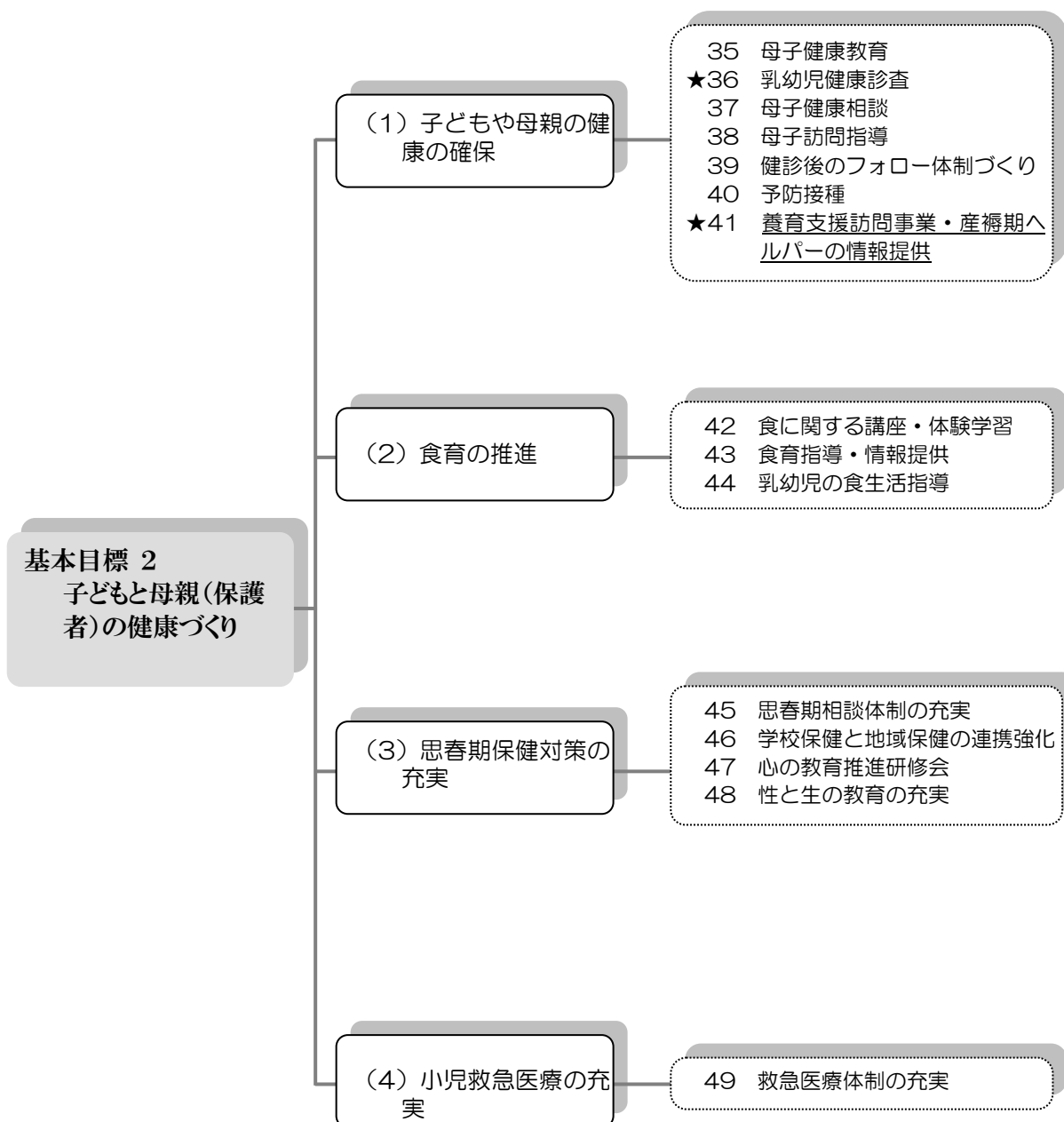
- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
22	児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■離婚、死亡等により、父と生計が同じでない18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育している方の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭に支給します。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き手当の支給を行います。 	子ども家庭課
23	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校3年生までの児童を養育している方に支給します。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き手当の支給を行います。 	子ども家庭課
24	特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き手当の支給を行います。 	障害者支援課
25	障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ■20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たす児童に支給します。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き手当の支給を行います。 	障害者支援課
26	子ども医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校3年生までの子どもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も中学生までの通院・入院に対する医療費の助成を継続します。なお、自己負担金の無料化については、県補助金の拡大など市の財政状況等を勘案し検討します。 	子ども家庭課
27	未熟児養育医療の給付（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ■乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、入院養育が必要な未熟児に対して医療給付を行います。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業を実施し、未熟児及びその家庭を支援します。（子ども家庭課）（健康増進課） 	子ども家庭課 健康増進課
28	ひとり親家庭等の医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ■18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育する母子、父子家庭等及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。 □今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も本事業を継続して実施します。本事業の現物給付化については、市単独ではなく、子ども医療費助成制度と同様県下市町村と歩調を合わせて実施することを前提に検討します。 	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
29	保育所保育料負担の適正化	<p>■保護者等が適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から国は、保育料基準を所得税額から市民税所得割額に変更することから、保護者の負担増とならないよう検討します。 	保育課
		<p>■保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。</p> <p>□国の動向を勘案しながら、利用者の負担軽減に努めていきます。</p>	
30	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	<p>■保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。</p> <p>□国の動向を勘案しながら、利用者の負担軽減に努めていきます。</p>	
		<p>■3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費・園児補助金を支給します。また、授業料等減免措置を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き保護者の負担軽減を図るため、助成措置を継続します。なお、園児補助金については、他市の状況等を踏まえながら額の改定を検討します。（子ども家庭課） 今後も事業の継続を図り、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯又は、小学校3年生以下の児童もしくは、2人以上の園児がいる世帯については、授業料等の減免措置を行います。（学校教育課） 	
31	公・私立幼稚園児への就園補助等	<p>■3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費・園児補助金を支給します。また、授業料等減免措置を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き保護者の負担軽減を図るため、助成措置を継続します。なお、園児補助金については、他市の状況等を踏まえながら額の改定を検討します。（子ども家庭課） 今後も事業の継続を図り、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯又は、小学校3年生以下の児童もしくは、2人以上の園児がいる世帯については、授業料等の減免措置を行います。（学校教育課） 	<p>子ども家庭課</p> <p>学校教育課</p>
		<p>■特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も事業の継続を図り、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。 	
32	特別支援教育就学奨励費補助	<p>■特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も事業の継続を図り、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。 	学校教育課
		<p>■経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。高等学校等に在学する生徒で、学費の支払いが困難な生徒に奨学金の給付を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 国における「高等学校等就学支援金」制度が行われているため、今後については、検討していきます。（教育総務課） 今後も事業の継続を図り、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、流山市就学援助規則に則り、学用品費や給食費などの援助を行います。（学校教育課） 	
33	就学援助・奨学金	<p>■経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。高等学校等に在学する生徒で、学費の支払いが困難な生徒に奨学金の給付を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 国における「高等学校等就学支援金」制度が行われているため、今後については、検討していきます。（教育総務課） 今後も事業の継続を図り、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、流山市就学援助規則に則り、学用品費や給食費などの援助を行います。（学校教育課） 	<p>教育総務課</p> <p>学校教育課</p>
		<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	
34	入学準備金の貸付	<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	教育総務課
		<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	

2 子どもと母親（保護者）の健康づくり



(1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保が重要であり、妊娠や出産期、乳幼児期までの健康診査や訪問指導が重要です。

また、女性にとって短期間に大きな心身の変化が起こる妊娠や出産期は、不安が大きいことから、両親学級や育児に関する助言を行い、精神的な負担を軽減することも大切です。今後も子どもや母親に対する相談体制や支援体制を充実させる必要があります。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
35	母子健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦、乳幼児の健康の保持増進の支援を行います。また、「命の大切さ」をテーマとした思春期教育を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査 ・ハローベビー（両親学級） □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、妊娠期からの知識の普及や、安全安心な出産と育児のための支援及び、父親の育児参加を促進する事業の実施に努めます。 妊娠期から関わりをもつことで、必要な方への継続的な支援を図るとともに、出産後は、乳幼児に食生活や歯科などに関する事業を実施し、母子への支援を行っていきます。 	健康増進課
★ 36	乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期健康診査により、疾病や発達障害の早期発見と予防に努めます。また、子育て情報の提供により、子育て中の親の孤立化を防ぎます。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児一般健康診査（3～6か月児、9～11か月児） ・3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、疾病や発達障害の早期発見及び情報の提供を含めた子育て支援に努めます。また、各乳幼児健康診査の未受診者に対する訪問等により、把握した情報について、各関係機関との共有と連携を図っていきます 	健康増進課
37	母子健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 育児、栄養、運動、歯等、健康なライフスタイルの確立と母子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談 ・健康相談 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、子どもの健康について、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努め、乳幼児健康診査後の確認を含めた、母子への支援を行います。 	健康増進課

事業名		事業内容	担当課
38	母子訪問指導	<p>■訪問指導によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努めます。特に、若年及び高齢妊産婦への支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導 	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も訪問指導により、健康の保持や育児不安等の解消を図り、支援の必要な対象者を早期に把握し、養育支援訪問事業等、他の事業と連携をとりながら継続的支援に努めます。 	
39	健診後のフォロー体制づくり	<p>■発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと、適切な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討 	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、各乳幼児健康診査・おやこ相談・幼児グループ等の場で関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。 	
40	予防接種	<p>■予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、未接種者への個別通知など効果的な接種勧奨に努め、接種率を確保します。 	
★ 41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供	<p>■産後、育児負担を抱える家庭や家庭のサポートが得られない等、支援を要する家庭に適切なサービスの情報を提供します。</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続しますが、支援体制の見直しを関係機関と行い、事業の充実を図ります。(健康増進課) ・引き続きホームヘルプサービスを行う事業所の紹介を行います。(子ども家庭課) 	子ども家庭課

(2) 食育の推進

【現状と課題】

近年、家族構成やライフスタイルの多様化が進み、私たちの食生活をめぐる環境も変化してきています。健康的な生活を送るためには、乳幼児期から食習慣を身につけ、食に関する正しい知識を得ることが大切です。

今後も食に関する情報や食生活の定着を図る機会を提供していくことが求められています。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
42	食に関する講座・体験学習	<p>■生涯にわたる健康の維持・増進のため、適切な食生活の習慣を身につけられるよう、各種の講座や教室の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親と子の食生活共同体験学習の開催 ・親と子の食セミナーの開催 ・親子クッキング、給食参観 ・健康づくり推進員の活動の支援 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元で作られる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。(公民館) ・今後も事業を継続し、ハローベイビー(両親学級)や、親子クッキングを通して、栄養についての知識の普及や、食育の充実を図ります。また、今後も健康づくり推進員の活動を支援していきます。(健康増進課) ・今後も給食参観を通じて、保護者に給食を体験する機会を設けます。(保育課) 	公民館 健康増進課 保育課
43	食育指導・情報提供	<p>■保育所、学校など様々な場や機会を通して、子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組を推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市関係機関と連携し、望ましい食生活が送れるよう事業の推進に努めます。(健康増進課) ・引き続き事業を実施します。(学校教育課) ・地産地消の観点から、地元の野菜を増やし、食育の推進を図ります。(保育課) 	健康増進課 学校教育課 保育課
44	乳幼児の食生活指導	<p>■乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もぐもぐ教室(離乳食初期) ・カムカムキッズ(離乳食後期) ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続をし、保護者に対し、分かりやすい指導内容やその実施体制づくりに努めます。 	健康増進課

事業名		事業内容	担当課
45	栄養相談・ 栄養指導	■乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりを支援します。	健康増進課
		□今後の方向性 ・今後も事業を継続し、健康的な食習慣を身につけ心身の健やかな発達ができるよう、支援に努めます。(健康増進課) ・アレルギー等の乳幼児に対し、個別相談を行い、適切な給食を提供するなど、事業の継続に努めます。(保育課)	保育課

(3) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は子どもから大人へと身体的・精神的に成長していく過程です。そのため、精神的な悩みを抱える子どもが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことが求められています。

今後も相談窓口の周知や学校をはじめとした関係機関との連携を強化していくことが重要です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
46	思春期相談体制の充実	■学童期、思春期における悩みや性の問題について、電話相談の実施など相談体制の充実を図ります。	子ども家庭課
		□今後の方向性 ・引き続き学童期や思春期における悩みの解決に向けての取り組みを継続します。(子ども家庭課) ・「74 青少年相談」を継続します。(生涯学習課) ・今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) ・今後も事業の継続をはかり、思春期の相談活動の充実に努めます。松戸健康福祉センターの思春期相談事業の積極的活用も図ります。(学校教育課) ・今後も相談体制を維持し、松戸健康福祉センターと連携を取り、思春期相談についての情報を提供します。(健康増進課)	生涯学習課 指導課 学校教育課 健康増進課
47	学校保健と地域保健の連携強化	■学校保健や地域保健等の情報の共有化及び一元化を図る会議を開催します。 ・思春期心と体の健康づくり連絡会議 ・学校保健の研修会	学校教育課 健康増進課
		□今後の方向性 ・今後も生活習慣病のみならず、薬物乱用、喫煙防止、飲酒防止、体の発育に関する指導において、各関係機関との連携をはかり、充実に努めます。(学校教育課) ・今後も事業を継続し、学校が実施する保健活動に積極的に協力し、アンケート結果を踏まえた事業内容の充実に図ります。(健康増進課)	
48	性と生の教育の充実	■自分を大切に、健康に生きるための学習を、保護者を対象に講座を開催します。	公民館
		□今後の方向性 ・生命の大切さ、性の大切さを訴え、自分の心も身体も、そして他者も大切にする人権意識の啓発などを目標に、学校、家庭との連携に努めます。	

(4) 小児救急医療の充実

【現状と課題】

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。安心して子育てをするためには、小児救急医療体制の充実が不可欠です。

ヒアリング調査でも「救急医療の情報がわかりづらい」「休日夜間救急の充実」「近隣市との医療連携」などの声がありました。

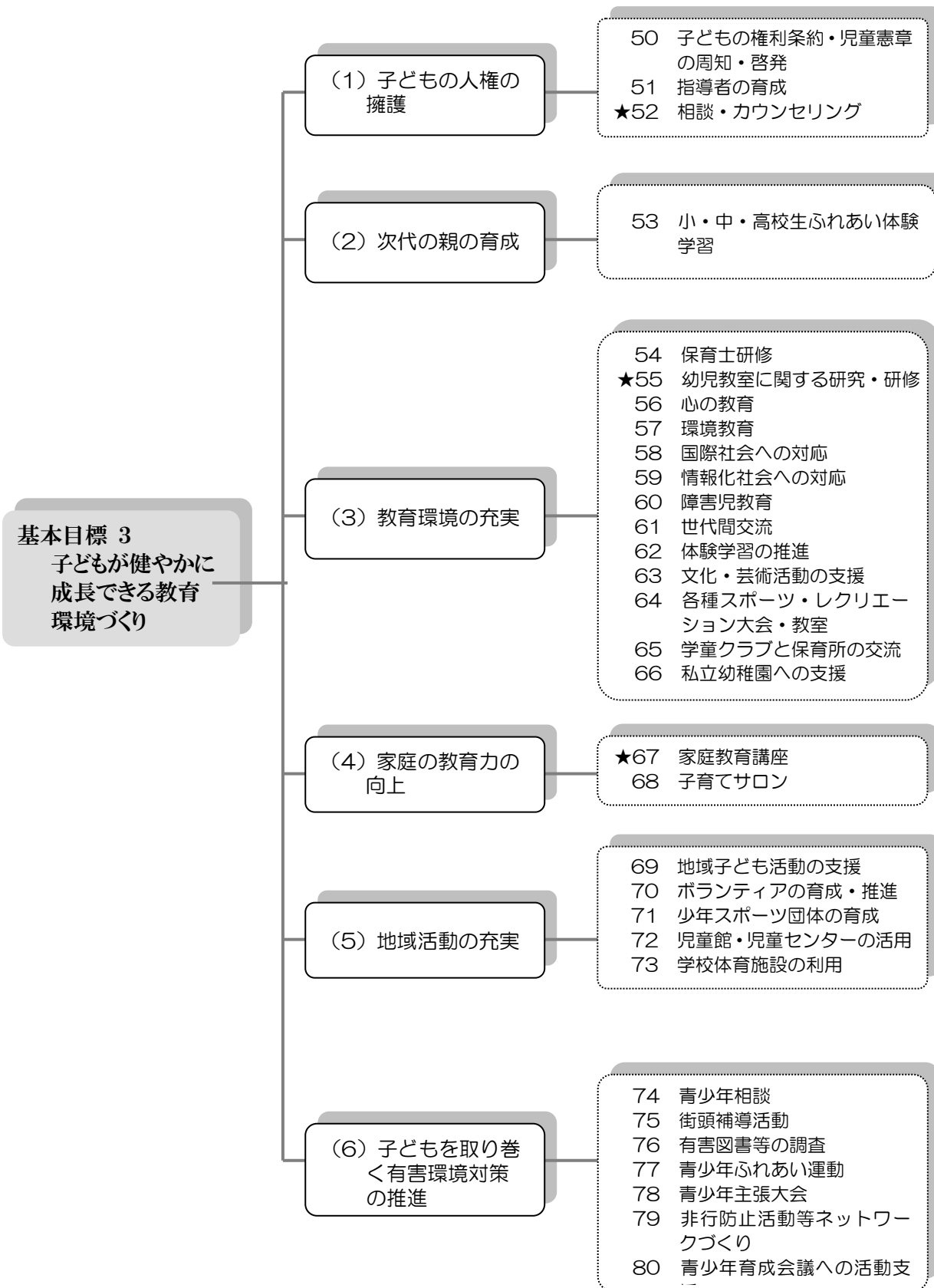
今後も小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことが課題となります。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
49	救急医療体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議による小児救急を含めた初期医療体制を充実整備していきます。	健康増進課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も継続して救急患者の受け入れ先の確保に努めます。	

3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり



(1) 子どもの人権の擁護

【現状と課題】

近年、子どもに対するいじめや虐待が年々増加しています。

全ての子どもの権利が保障され、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ街として、児童の権利に関する理念の普及や啓発活動の促進と相談体制の充実が求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
50	こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発	■ 児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。 ・パンフレットの発行	子ども家庭課
		□ 今後の方向性 ・引き続き、所管の刊行物に記事を掲載し、子どもの権利条約や児童憲章の理念の普及に努めます。(子ども家庭課) ・人権週間等で意識を高めるだけでなく、子どもの権利や人権意識の定着のため今後も周知・啓発に努めます。(指導課) ・児童の個性と権利を尊重するという考え方を普及、定着させるため、今後も周知、啓発に努めます。(障害者支援課)	指導課 障害者支援課
51	指導者の育成	■ 子どもの権利の尊重の理念を定着するため、指導者の研修・研究会を通じて指導者を育成します。	指導課
		□ 今後の方向性 ・人権に関する研修を更に進めるため、また、教職員・保護者等の人権意識の高揚を図るためにも、指導者の育成に積極的に努めます。	
★ 52	相談・カウンセリング	■ 児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談したり、カウンセリングが受けられるよう、相談事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ・スクールカウンセラーの配置 ・家庭児童相談 ・母子・父子家庭相談 ・不登校児童・生徒への学習支援（教育支援センターフレンドステーション） ・いじめホットライン	子ども家庭課 指導課
		□ 今後の方向性 ・引き続き、関係機関と連携を図りながら相談者の不安や悩みの解消に努めます。(子ども家庭課) ・今後も継続して支援・相談体制の充実を図ります。(指導課) ・「74 青少年相談」を継続します。(生涯学習課)	生涯学習課

(2) 次代の親の育成

【現状と課題】

現在の少子化社会の背景には、女性の高学歴化や就業率の上昇等による晩婚化や、仕事と家庭の両立を支援する社会制度の不備等が考えられます。一方、結婚して家庭を築き、そして子どもを産み育てることに対する価値観が国民の間で共有されていないことも、大きな要因として考えられます。

そのため、子育て中の親はもちろんのこと、これから親となる人たちに子どもを産み育てることの意義を広める必要があります。

小・中学生など将来親となる世代に対して、子どもと触れ合う機会の提供を通じて子育ての大切さなどを教えていく必要があります。

今後も保育所、幼稚園、学校と連携し、次代の親の育成の取組みを継続していきます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
53	小・中学生職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「職場体験学習」の体験先として、乳幼児と小・中学生がふれあう機会を設けます。 ・ 地域の保育所等での受け入れ依頼 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 児童生徒の体験先として、今後も継続して受け入れを依頼していきます。 	

(3) 教育環境の充実

【現状と課題】

子どもが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、確かな学力を育むことはもちろんのこと、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育の実践や、その教育環境の整備・充実が重要です。

そのためには、学校や子育て関連施設が連携・協力し、子どもたちに様々な体験をする機会を提供することや、保育士や学校の先生の研修を充実させ、子どもが健やかに成長できるための環境づくりが必要です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
54	保育士研修	■保育に関する新しい課題に応じた保育内容や保育手法に関する研修や勉強会を実施します。 □今後の方向性 ・研修等を活用し、今後も保育士の質の向上に努めます。	保育課
★ 55	幼児教育に関する研究・研修	■幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。 □今後の方向性 ・質の高い幼児教育が望まれているため、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。	指導課
56	心の教育	■生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育の充実を進めます。 □今後の方向性 ・子どもの豊かな心を育む上で道徳の授業はその要として位置づけられ、道徳の教科化も進んでいます。その中で、教員の授業力の向上は重要課題であり、より充実した研修にしていきます。	指導課
57	環境教育	■市内各校に学校ビオトープ※を作り、社会・理科・総合的な学習の時間などの学習と関連させながら環境教育の充実に努めます。 □今後の方向性 ・身近な自然のビオトープを通して学ぶ環境教育はとても大切です。今後、ビオトープの維持管理について学校間の情報交換に努めます。	指導課

※ビオトープ：ビオトープのB I Oは「生きもの」、T O Pは「場所」という意味のドイツ語で、地域の野生の生きものたちが生育・生息する空間を意味する。自然生態系を観察するモデルを作り、自然の仕組みや大切さについて体験を通して環境学習の教材とする。

事業名		事業内容	担当課
58	国際社会への対応	<p>■市独自に小学校英語活動指導員・中学校ALTを導入し、国際理解教育の充実を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応した英語教育を進めるために、流山市独自のプログラムを作成し、平成26年度より全小学校で実施しています。その支援として小学校英語指導員の存在は必要不可欠です。また、外国籍の児童生徒が増加傾向にあります。日本語での日常会話が難しい児童生徒への日本語指導を今後も継続して実施します。 	指導課
		<p>■各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ICTを活用した施策の充実にも努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後予想されるICTの進展に対応するため、新しい機器の調査研究に努め、更なる環境の充実にも努めます。また同時にネットモラルに係わる指導も適切に行います。 	
59	情報化社会への対応	<p>■障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めるとともに、障害の程度に応じた教育環境の充実にも努めます。また、各学校に特別支援教室を設置し、個別指導の充実を図るとともに、特別支援学校や福祉施設との交流を拡大します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めます。また、市のカウンセラーや関係機関と連携しながら障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、フォローをしっかりと進めます。 	指導課
		<p>■子どもたちと高齢者の交流を図るため、保育所での運動会、児童館・児童センターでの伝承遊びなどの各種行事を実施し、また、地区社協等民間活力との連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も地区社会福祉協議会主催の敬老会や昔遊びの会等を通じた子どもたちと高齢者の交流の場を拡充するよう側面からの支援に努めます。(高齢者生きがい推進課) ・核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。(保育課) 	
61	世代間交流	<p>■福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や野外活動等を実施します。また、市民参画による企画運営を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館子ども教室 ・チャレンジキャンプ ・本物体験学習 ・親子体験講座 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後できる限り、数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。(指導課) ・高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。(公民館) ・今後も「見る博物館から参加する博物館」をコンセプトとし、企画展や子ども教室等の学習内容について検討を行い、事業の推進に努めます。(図書・博物館) 	高齢者 生きがい 推進 課 保育課
		<p>■子どもたちと高齢者の交流を図るため、保育所での運動会、児童館・児童センターでの伝承遊びなどの各種行事を実施し、また、地区社協等民間活力との連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も地区社会福祉協議会主催の敬老会や昔遊びの会等を通じた子どもたちと高齢者の交流の場を拡充するよう側面からの支援に努めます。(高齢者生きがい推進課) ・核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。(保育課) 	
62	体験学習の推進	<p>■福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や野外活動等を実施します。また、市民参画による企画運営を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館子ども教室 ・チャレンジキャンプ ・本物体験学習 ・親子体験講座 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後できる限り、数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。(指導課) ・高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。(公民館) ・今後も「見る博物館から参加する博物館」をコンセプトとし、企画展や子ども教室等の学習内容について検討を行い、事業の推進に努めます。(図書・博物館) 	指導課 公民館 図書・ 博物館
		<p>■福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や野外活動等を実施します。また、市民参画による企画運営を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館子ども教室 ・チャレンジキャンプ ・本物体験学習 ・親子体験講座 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後できる限り、数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。(指導課) ・高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。(公民館) ・今後も「見る博物館から参加する博物館」をコンセプトとし、企画展や子ども教室等の学習内容について検討を行い、事業の推進に努めます。(図書・博物館) 	

事業名		事業内容	担当課
63	文化・芸術活動の支援	<p>■子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。また、NPO団体等との協働も含め、幅広い事業展開を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアコンサート ・人形劇 ・各種講座、大会、鑑賞会 ・青少年自主学习グループ発表会 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の文化諸団体の発表の場として、さらに、全国や世界で活躍されているアーティストを招へいし、芸術文化に触れることができる場として、ホールの活性化に努めます。(公民館) ・伝統文化の継承も含め、子どもの文化・芸能活動の機会と場を拡充します。(生涯学習課) ・今後も乳幼児とその保護者や児童を対象とした行事についてのニーズを捉え、内容をより充実させながら継続して事業を実施します。(図書・博物館) 	公民館 生涯学習課 図書・博物館
64	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	<p>■子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども軽スポーツ行事 ・コミュニティスポーツフェスティバル ・コミュニティスポーツのつどい <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの仲間作りや体力増進を図るために、各種スポーツ活動(大会)、レクリエーション活動等の実施に努めます。(子ども家庭課) ・指導者の講習会については今後も継続していきます。(生涯学習課) 	子ども家庭課 生涯学習課
65	学童クラブと保育所の交流	<p>■学童クラブと保育所の交流を活発にし、保育内容を共通理解した上での交流を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所から小学校進学に伴う学童クラブへの円滑な移行を図るため、必要な情報交換を行います。 	保育課
66	私立幼稚園への支援	<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育に対する支援を検討します。また、児童虐待や子どもに関わる事件、事故等の諸問題に対応するため、私立幼稚園と関係機関との連携を図るための環境整備に努めます。(子ども家庭課) ・今後も引き続き流山私立幼稚園協会との連携を深めていきます。(学校教育課) 	子ども家庭課 学校教育課

(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、子どもが基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年、都市化、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されており、社会全体で家庭の教育力を向上させる支援の必要性が高まっています。

今後は、子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが課題といえます。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
★ 67	家庭教育講座	<p>■親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の家庭教育講座 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域の三者が連携を密にして、子どもが安心して健やかに育つことができるよう、さまざまな角度から家庭教育を考えるための事業展開を推進します。 	公民館
68	子育てサロン	<p>■乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双子や三つ子のための「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育ボランティアやおもちゃ修理ボランティアなど、さまざまなボランティア養成講座の開催、人形劇団や音楽家などとのコラボレーションを模索するなど、子育てサロンの充実に努めます。 	公民館

(5) 地域活動の充実

【現状と課題】

子育ては、家庭の中のみで行うものではなく、地域社会全体で子育て家庭を支えることが大切です。

今後も地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者の育成等により、地域の活動を充実させていくことが重要です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
69	地域子ども活動の支援	<p>■各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図れるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・房総かるた会 ・チャレンジキャンプ ・オセロ大会 ・そば作り <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、青少年健全育成団体(青少年育成会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会)が行う活動を支援します。 	生涯学習課
70	ボランティアの育成・推進	<p>■地域社会において、児童健全育成の分野で活動するボランティアの養成・育成及び推進を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「69 地域子ども活動の支援」の中で努めます。(生涯学習課) ・今後も継続して幅広い世代との交流機会や体験できるイベントの提供に努めます。(コミュニティ課) 	生涯学習課 コミュニティ課
71	少年スポーツ団体の育成	<p>■子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、団体の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年野球連盟 ・少年サッカー連盟 ・スポーツ少年団 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助は継続して実施し、内容について検討します。 	生涯学習課
72	児童館・児童センターの活用	<p>■地域社会の中で、インクルージョン*の考え方を取り入れ、異年齢間の遊びや仲間づくりのための居場所、遊び場の拠点としての活用に努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援の拠点として、仲間作りや事業の充実に努めます。 	子ども家庭課
73	学校体育施設の利用	<p>■子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続します。 	生涯学習課

※インクルージョン：全ての人々を社会の構成員として包み支え合うという理念。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

子どもを取り巻く有害環境が深刻化してきており、地域の有害環境への対処を求める声が高まってきています。

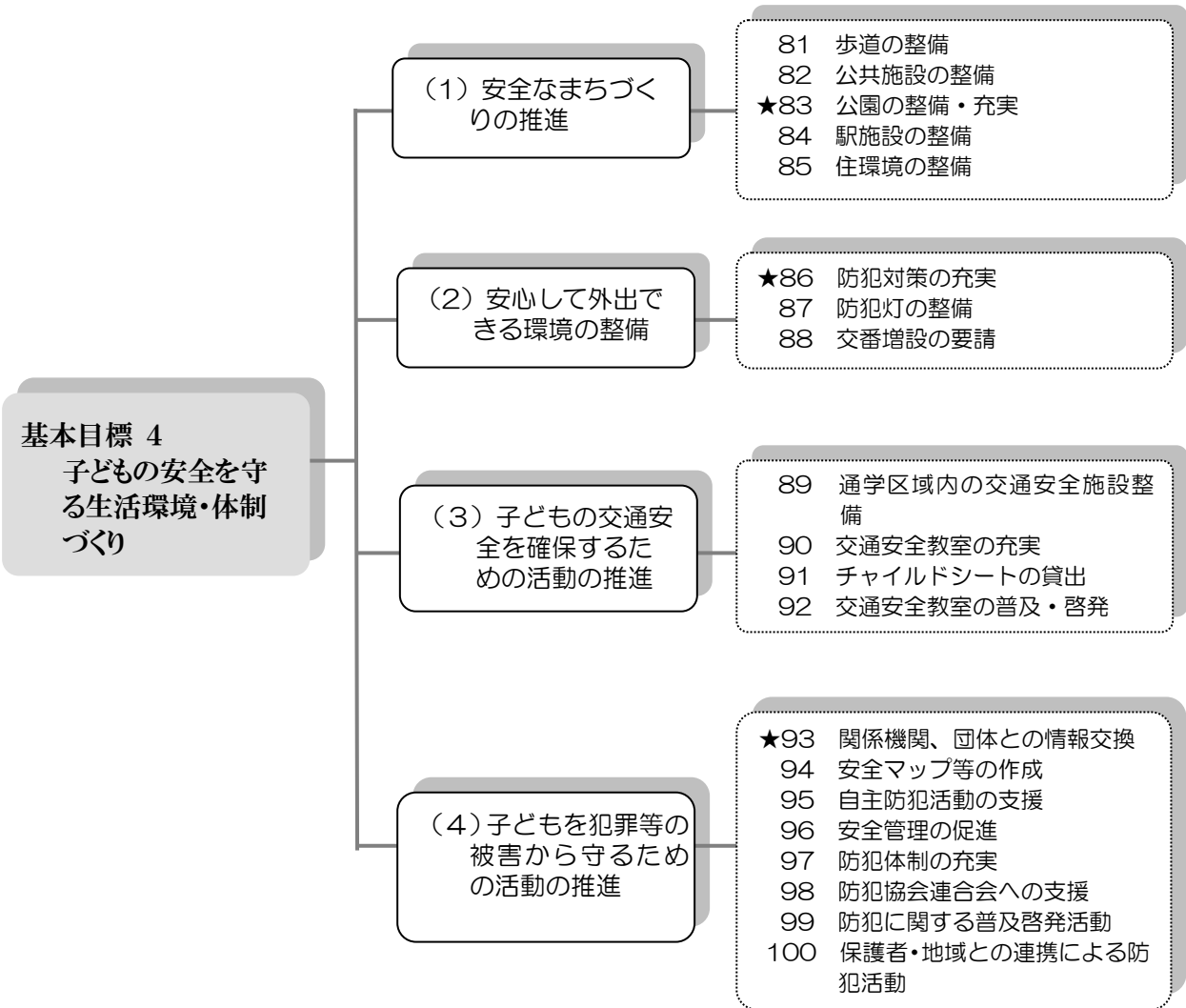
今後も子どもたちの心と体の調和の取れた人間形成を図るため、学校や関係機関、ボランティア等の地域住民と連携・協力をしていくことが求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
74	青少年相談	■ 専門相談員による青少年とその家庭の相談業務を行います。また、関係機関との連携を進めます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 相談者の相談内容が複雑化、深刻化しつつある中で、関係機関との連携を十分にとり、相談者の立場に立って業務を進めます。	
75	街頭補導活動	■ 街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止に努めます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 青少年の取り巻く社会環境が複雑化している中で、地域の見守りを多くすることによって、地域で子ども達を育てる意識を高める為、引き続き街頭補導の充実に努めます。	
76	有害図書等の調査	■ コンビニエンスストア等の店舗で有害図書等の状況を確認します。その状況に応じて改善依頼を行うとともに、県条例に違反している場合は、関係機関に指導を依頼します。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 青少年の取り巻く社会環境を良くするために、多くの市民とともに社会環境浄化活動を更に充実させます。	
77	青少年ふれあい運動	■ 地域において、関係機関と連携を図り、青少年の健全育成と非行防止のため、広報・啓発、協力要請、情報収集、集会等の活動を通して、青少年社会環境浄化に取り組みます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 青少年ふれあい運動を更に充実させます。	
78	青少年主張大会	■ 青少年が日頃考えている抱負や意見、発表等を市民に訴えることで、理解と関心を深めます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 一般市民の参加を増やし、青少年に対する理解を深める機会を作ります。	
79	非行防止活動等ネットワークづくり	■ 学校警察連絡協議会において、小、中、高及び関係機関との連携、情報交換を行います。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 学校警察連絡協議会を活用し、非行防止のための情報交換を行い、非行防止等のネットワークづくりを更に進めます。	
80	青少年育成会議への活動支援	■ 青少年育成会議による様々な活動の支援に努めます。 ・ 青少年健全育成推進大会 ・ 体験教室	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・ 引き続き、青少年への理解と健全育成の機運を高めるため、青少年育成会議の活動を支援します。	

4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり



(1) 安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

道路や公園等の公共施設については、これまでも子どもや高齢者にやさしい環境整備を進めているところですが、ヒアリング調査でも一層の整備を求める声があがっています。

今後も、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、市内の生活環境を見直していく必要があります。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
81	歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備等を行います。 ・ バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業 □ 今後の方向性 ・ 歩道付きの市道は、限定されるため各事業年度において工事該当箇所があれば適切に対応していきます。 	道路建設課
82	公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の公共施設については、子どもをはじめすべての市民が安全で利用しやすいよう整備に努めます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から建設を推進します。 □ 今後の方向性 ・ 今後も全ての市民にとって安全で安心な施設整備に努めます。 	関係各課
★ 83	公園の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。 □ 今後の方向性 ・ 市民が安全で快適に施設を利用できるように公園・緑地、街路樹、市民の森等の草刈り、清掃、樹木の剪定及び遊具の安全点検等を実施すると共に施設の更新を行い公園施設の整備・充実を図ります。 	みどりの課
84	駅施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道事業者と連携して、駅施設の利便性の向上を推進します。 □ 今後の方向性 ・ 駅施設について、利用者の移動円滑化を検討します。 	都市計画課
85	住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。 □ 今後の方向性 ・ 引き続き「まちづくり相談員制度」を活用しながら、良質で魅力的な街づくりを推進します。(都市計画課) ・ 引き続き、建築協定の締結に向けて協議を行っていきます。(建築住宅課) 	都市計画課 建築住宅課

(2) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

近年、子どもを狙った犯罪が多発し、犯罪等の防止という観点に立って道路、公園等の公共施設を整備する必要性が高まっています。

ヒアリング調査でも、街灯のない道路や公園が多いことを心配する声がありました。

子どもが安心して外出できるようなまちづくりを進めるため、犯罪等の防止に配慮した環境づくりを進めていくことが重要です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
★ 86	防犯対策の充実	■ 防犯灯の整備や支援、防犯の広報啓発に努めます。	コミュ ニティ 課
		□ 今後の方向性 ・ 今後も警察や関係機関と連携し、犯罪抑止に努めるとともに、安心メールを活用して犯罪情報の発信を行い、被害の未然防止に努めます。	
87	防犯灯の整備	■ 自治会等の設置した防犯灯の費用と管理費を補助します。 ・ 防犯灯の設置補助（1/2） ・ 維持管理費（電気料40Wまで全額市負担）	コミュ ニティ 課
		□ 今後の方向性 ・ 現状防犯灯の維持管理を行っている自治会の負担軽減を図るとともに、防犯灯のLED化を推進し、路上の安全確保に努めます。	
88	交番増設の要請	■ 交番の増設をあらゆる機会を通じ、関係機関に要請します。	コミュ ニティ 課
		□ 今後の方向性 ・ 交番の増設については、必要に応じ要望を行います。	

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

交通環境の変化をはじめ、交通マナーの低下やルール違反などにより、交通事故は後を絶たず、交通弱者である多くの子どもが犠牲になっています。

子どもを交通事故から守るためには、家庭、学校、地域、警察等関係機関・団体の連携・協力のもと、子ども一人ひとりが交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるなど、交通安全意識の高揚や交通マナー、モラルの向上に努める必要があります。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館・児童センター、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが課題です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
89	通学区域内の交通安全施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通学路における危険箇所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策に努めます 	道路管理課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 通学路の緊急合同点検の実施した結果に基づき通学路の危険箇所について安全対策を毎年実施しています。今後は、平成26年度に策定した流山市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関との連携をさらに図り、交通安全対策に努めていきます。(道路管理課) ・ 平成25年に国からの「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の依頼通知を踏まえて、「通学路交通安全対策プログラム」を策定し、平成26年度からプログラムに則り、合同点検の実施、対策案の作成、対策案を講ずるよう関係機関へ要請し、通学路の安全対策に取り組みます。(学校教育課) 	学校教育課
90	交通安全教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園・保育所(園)、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。 	道路管理課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 引き続き保育所・幼稚園等からの交通安全教室開催要望に基づき、流山警察署等の関係機関と連携し交通安全教室を開催し事故防止に努めていきます。 	
91	チャイルドシートの貸出	<ul style="list-style-type: none"> ■ チャイルドシート・ジュニアシートを無料貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。 	道路管理課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 引き続き利用者に対し、貸し出しの利便性の向上に努めるとともに、乳幼児等の安全の確保に努めます。 	
92	交通安全教室の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内小中学校を対象として、交通安全ポスター募集事業を展開することにより、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。 	道路管理課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 年4回開催されている交通安全運動期間における啓発活動の更なる充実を図ると共に、引き続き新一年生を対象としたランドセルカバーの配布等を行い普及・啓発に努めていきます。 	

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、社会環境や市民のライフスタイル、価値観等が変化し、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能が低下しているといわれています。

特に、子どもが被害者となる犯罪については、不審者による殺傷、連れ去り、痴漢やストーカー行為など、全国的に事件が発生し、大きな社会問題となっています。

市民の間でも、市民一人ひとりが安全で安心な生活を送れる都市環境を求める声が高くなっており、ヒアリング結果からも行政に対する要望として「防犯・地域の安全」という声が多くあげられています。

子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、子どもの安全に取り組んでいくことが課題です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

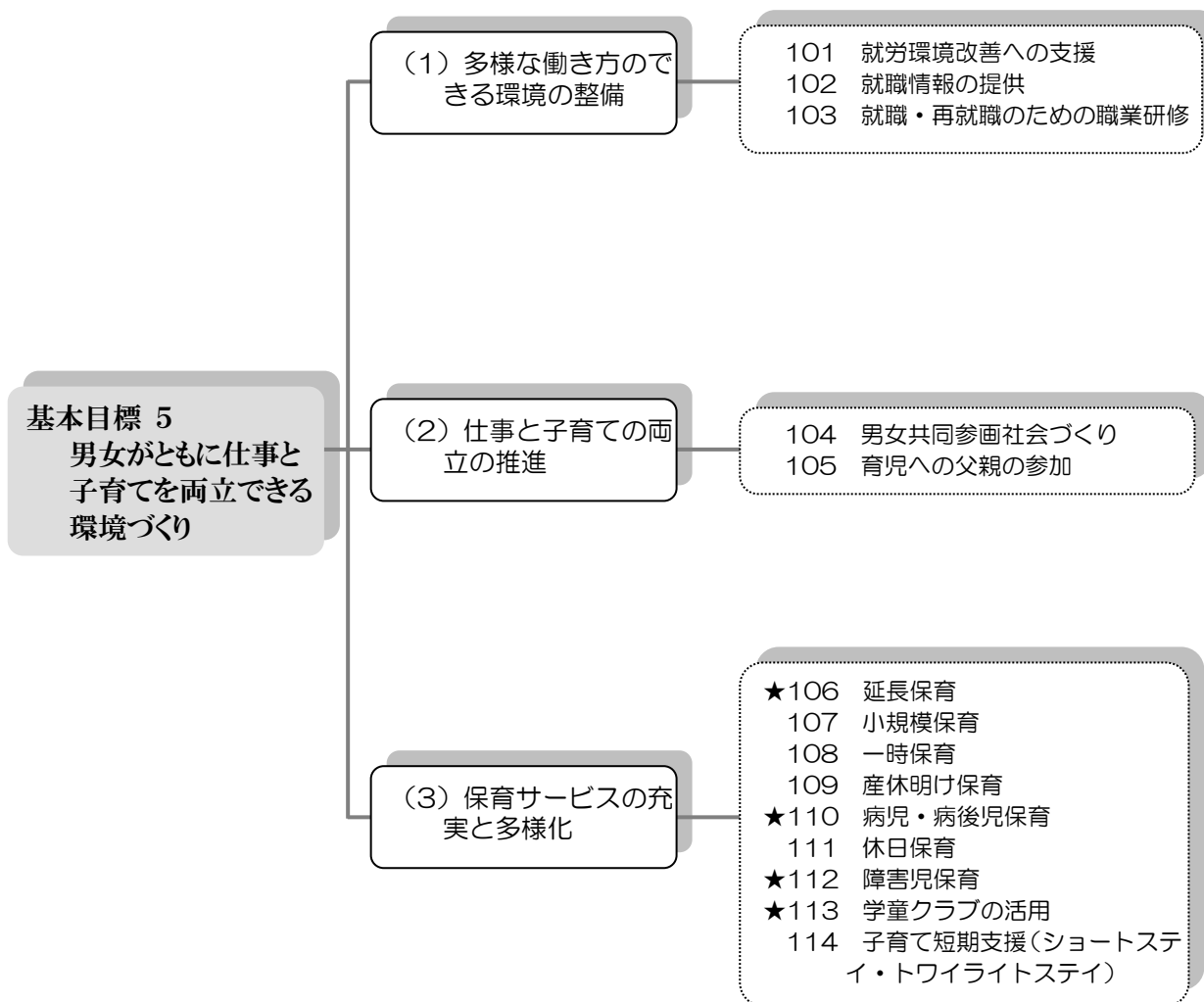
事業名		事業内容	担当課
★ 93	関係機関、団体との情報交換	■子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、「防犯協力の家」制度の充実を図るなど、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。 ・通学路防犯灯の設置	コミュニティ課 保育課
		□今後の方向性 ・今後も市内防犯パトロール活動を推進し、児童生徒の登下校中の安全確保に努めます。(コミュニティ課) ・子どもの安心安全の確保を図るため、引き続き警察等の関係機関との連携を強めていきます。(保育課)	
94	安全マップ等の作成	■安全マップや通学路マップ等を作成し、子どもが安心・安全に生活できるよう情報提供を図ります。 ・安全マップ、通学路マップを作成し、事故や犯罪抑止に努めます。	指導課
95	自主防犯活動の支援	■各自治会等で実施する防犯活動や地域に設立された自主防犯パトロール隊の活動を支援します。	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・今後も自主防犯パトロール隊への防犯啓発用品の貸与などの支援を行い、自主防犯活動の推進を図ります。	
96	安全管理の促進	■学校、保育所、幼稚園の安全管理を図るため、啓発活動を推進します。 ・不審者対応マニュアルの作成 ・不審者を想定した子ども対象の避難訓練 ・保護者への文書等による啓発活動 ・安心メール [*] の発信 ・事件・事故発生ファイル情報の提供	コミュニティ課 指導課 保育課
		□今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、犯罪発生情報などを自治会等へ提供して事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。(コミュニティ課) ・様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、今後も継続した取組を実施します。(指導課) ・子どもの安全管理を促進するために、職場内研修を定期的実施し、職員と保護者・関係機関との情報共有に努めます。(保育課)	
97	防犯体制の充実	■流山警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	コミュニティ

事業名		事業内容	担当課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、暴力団排除・防犯活動を推進します。	課
98	防犯協会連合会への支援	<input checked="" type="checkbox"/> 流山市防犯協会連合会へ補助金を交付し、防犯に関する活動を支援します。 <input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も防犯協会連合会への支援事業の継続を図り、犯罪抑止と市民の防犯意識の向上に努めます。	コミュニティ課
99	防犯に関する普及啓発活動	<input checked="" type="checkbox"/> 市民との協働により、防犯に関する広報啓発活動を行います。 ・地域安全パトロール隊*の設立 <input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も市内の犯罪発生情報を安心メールやホームページ等で公表するなど、防犯意識向上と被害の未然防止を図るために啓発活動を行います。	コミュニティ課
100	保護者・地域との連携による防犯活動	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番」の設置や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。 <input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も地域と学校との連携を図り、より安全な環境作りに努めます。	指導課

※ 安心メール：電子メールによって、犯罪や火災の発生情報を迅速に住民に伝えるサービス。

※ 地域安全パトロール隊：市民が安全で安心して暮らせる生活環境づくりのため設立された、地域住民による自主的組織。

5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり



(1) 多様な働き方のできる環境の整備

【現状と課題】

これまで国や地方自治体は、仕事と家庭生活の両立を支援するため保育サービスやその他の子育て支援サービスの拡充に努めてきましたが、出生率は低下し続けています。

仕事と子育ての両立のためには、企業の育児に対する理解と協力、さらにそれを可能にする子育てにやさしい就業環境の実現が重要です。

アンケート調査の結果では、就労していない母親の就労希望が、就学前の子ども世帯で 65.3%、小学生世帯では 59.4%となっており、そのうち、「すぐにでも、もしくは1年以内」の就労を希望している人は、就学前の子ども世帯では 20.8%、小学生世帯では 30.3%となっています。このようなニーズを持つ人への支援策を講じることも必要となっています。

就業環境の多様化のために企業の意識改革を図るとともに、子育て中の親への就労支援を行い、多様な働き方が保障された社会を築くことが課題といえます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
101	就労環境改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。 	商工課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 育児休業制度の適正取得や普及等について、広報紙、市ホームページ等を活用して広く啓発活動を行います。 	
102	就職情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性の就労を支援するため、公共職業安定所及び関係機関と連携を図っていきます。 	商工課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 引き続き、地域職業相談室（愛称＝ジョブサポート流山）の利用促進を図り、求人情報の提供に努めます。 	
103	就職・再就職のための職業研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就職、再就職を希望する女性を対象として、年齢層に即した講座を開催します。 ・ 就労支援講座(若年齢者対象・中高年齢者対象・子育てお母さん対象) 	商工課 公民館
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 子育て中および子育てを終えた女性を対象とした保育付き再就職支援セミナーをはじめとする各種セミナーの開催や就労まで継続指導を行う個別相談をとおり支援に努めます。(商工課) ・ 今後も再就職のためのIT関係講座の実施や、他課で実施就職応援セミナーへの場の提供および一時保育の受け入れ等に努めていきます。(公民館) ・ 今後も継続して、出産や育児で職場を離れた女性を対象に再就職に役立つ講座や情報提供を行います。(企画政策課) 	企画政策課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

女性の社会参加が進む中、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきていますが、共働きの家庭でも、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。

男性を含めたすべての人が子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができ、育児休業や子どもの看護休暇の取得等の促進など、子育てしながら就業することができるように、企業による子育て支援の取組の促進とともに、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供、男性の子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
104	男女共同参画社会づくり	■男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、流山市男女共同参画プランに基づき、施策の展開を図ります。 ・男女共同参画社会づくり講座 ・子育て支援者講座 ・情報紙やホームページによる啓発	企画政策課
		□今後の方向性 ・引き続き、男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、流山市第3次男女共同参画プランに基づき、事業を実施していきます。	
105	育児への父親の参加	■父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。 ・父親教室 ・各種行事への父親参加の誘い	子ども家庭課 企画政策課
		□今後の方向性 ・今後も情報提供やイベントの開催に努めます。(子ども家庭課) ・男性が育児等に参画するための意識啓発やワーク・ライフバランスの推進に努めます。(企画政策課) ・父親の育児参加、祖父母の育児参加、地域の子育て力のアップなどを考慮し、講座の企画充実に努めます。(公民館)	公民館

(3) 保育サービスの充実と多様化

【現状と課題】

核家族化の進展や就労女性の増加により、保育ニーズが増加しています。

また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化にともない、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

ニーズ調査では、「病児・病後児保育」や「延長保育」「一時保育」等の利用希望が高く、保育サービスに対するニーズは多岐にわたっています。

今後は市民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供体制を一層整備していくことが求められています。

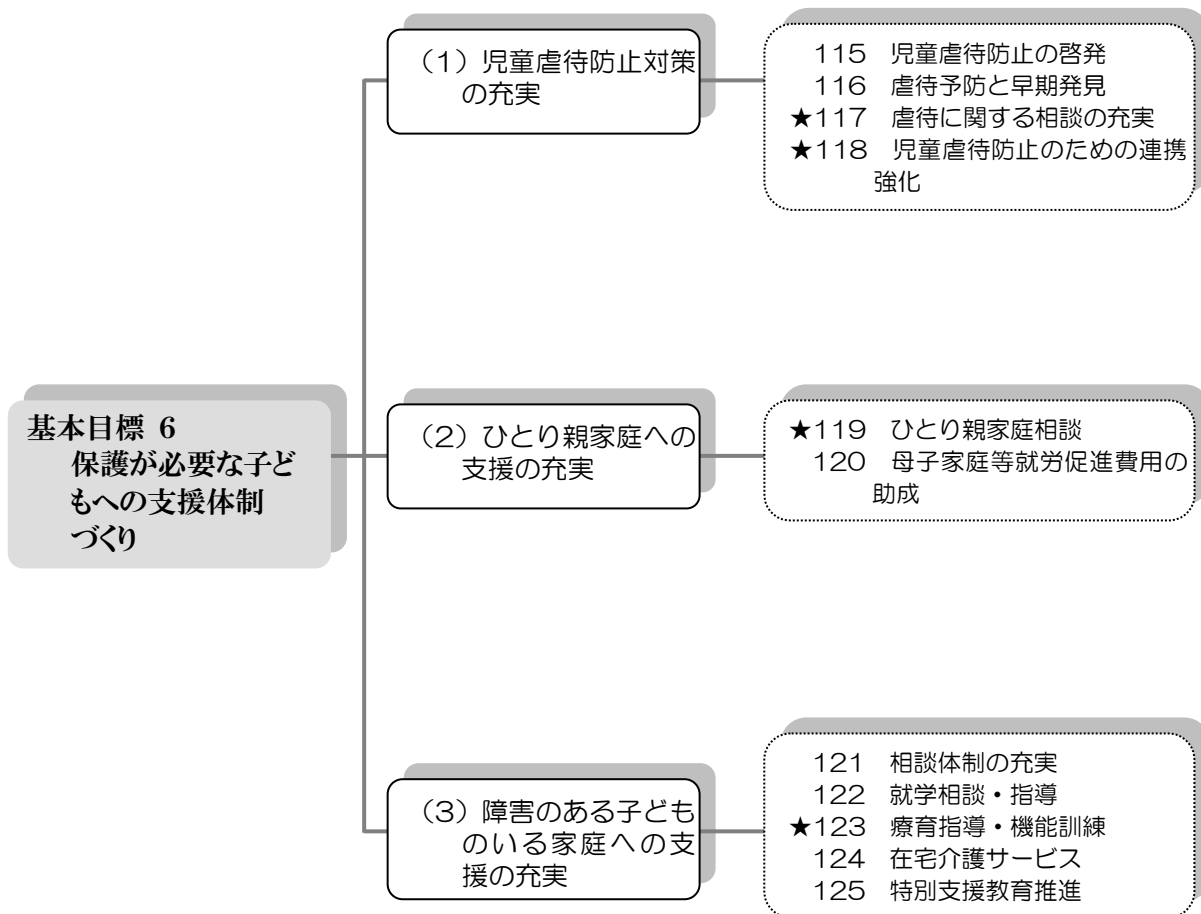
- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 106	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設の保育園についても延長保育の実施を推進します。 	保育課
107	小規模保育 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入所希望の増加している低年齢児に対応するため、19人以下を定員とする小規模保育を推進します。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から2歳までの保育需要の状況を踏まえ、保育所整備とともに整備を検討します。(子ども家庭課・保育課) 	子ども家庭課 保育課
108	一時保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が増加していることから、新設保育園にも設置協力を依頼していきます。 	保育課
109	産休明け保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性の就労の促進を図るため、産休明け保育の充実に努めます。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も園に受け入れの協力を依頼します。 	保育課
★ 110	病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズの高い病児保育の実施については、民間事業者の参入を含めて検討します。 	保育課
111	休日保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、夜間保育や休日保育を実施します。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設保育園かつ、駅近の保育園に対して、実施の検討を依頼し、就労形態の多様化やDEWKS世代の転入増への対応を検討します。 	保育課
★ 112	障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所を利用する園児がお互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育や児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援事業の推進に努めます。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童解消後、統合保育の拡大について、実施箇所を含めて検討していきます。(保育課) ・ 今後も園児に対する支援を継続します。(障害者支援課) 	保育課 障害者支援課

事業名		事業内容	担当課
★ 113	学童クラブの活用	<p>■放課後に家庭で保育ができない児童の受け入れ及びインクルージョンの観点から、障害児の受け入れを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成研修 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の受け入れ体制を拡充するとともに、指導員の研修会への参加支援を継続します。 	保育課
114	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	<p>■保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の体制を維持し、事業を継続します。 	子ども家庭課

6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり



(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待防止法の制定やその後の改正をはじめ、児童虐待に対してさまざまな対策が講じられてきましたが、児童相談所で認知した虐待件数は毎年、過去最悪を更新しています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
115	児童虐待防止の啓発	■児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 ・パンフレットの配布 ・ホームページ・広報誌等の活用	子ども家庭課 指導課
		□今後の方向性 ・引き続き、訪問及び広報誌等による啓発活動を行います。(子ども家庭課) ・今後も、学校を通じた保護者への啓発と、県主催の研修会を周知するなど教職員への啓発も引き続き行います。(指導課) ・今後も、保育所と関係機関における連携強化に努めます。(保育課)	保育課
116	虐待予防と早期発見	■健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対して調査を実施し、緊急の場合、児童相談所に通告を行います。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。 ・緊急一時保護の要請 ・育児支援家庭訪問	子ども家庭課 健康増進課 保育課
		□今後の方向性 ・引き続き現状を維持し、事業を継続します。(子ども家庭課) ・今後も事業を継続し、児童虐待の予防と早期発見に努め、関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。(健康増進課) ・保育所と関係機関が連携し、指導・助言を行うなど、今後も未然防止に努めます。(保育課)	
★ 117	虐待に関する相談の充実	■家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談や指導を行い、緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。 ・各種相談	子ども家庭課 指導課
		□今後の方向性 ・引き続き相談員のスキルアップを図り、相談事業を継続します。(子ども家庭課) ・今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) ・「74 青少年相談」の中で努めます。(生涯学習課)	生涯学習課

事業名		事業内容	担当課
★ 118	児童虐待防止のための連携強化	<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭課 指導課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・引き続き現状を維持し、事業を継続します。(子ども家庭課) ・今後も関係機関との情報共有を図り、より効果的な対応ができるよう努めます。(指導課) ・関係機関との連携強化、啓発活動の推進などに今後も努めます。(障害者支援課) ・今後も事業を継続し、さらなる関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。(健康増進課) ・今後も公立保育所所長会議や民間保育所協議会を活用して情報を共有し、各関係機関における連携強化に努めます。(保育課)	障害者支援課 健康増進課 保育課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

本市のひとり親家庭は、平成22年の国勢調査によると母子世帯数は4,262世帯、父子世帯数は845世帯となっていて、平成17年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援や相談体制を充実していくことが課題です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
★ 119	ひとり親家庭相談	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子・父子自立支援員等による相談を実施します。 <input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・引き続き事業を実施し、ひとり親家庭における様々な悩みの解消に努めます。	子ども家庭課
120	母子家庭等就労促進費用の助成	<input checked="" type="checkbox"/> 母子家庭及び父子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成するとともに、2年以上資格取得のための養成機関に在籍する場合に、2年間を限度として毎月一定額の給付金を支給します。 <input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・母子家庭や父子家庭の自立支援及び就労促進のため、引き続き実施します。	子ども家庭課

(3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもを育てている家庭では様々な問題に直面し、重い負担を背負っているケースも少なくありません。

全ての子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制や相談体制の充実が求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
121	相談体制の充実	■障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を作成していきます □今後の方向性 ・各分野の専門家による相談を今後も継続します。	障害者支援課
122	就学相談・指導	■障害のある児童の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。 □今後の方向性 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、児童生徒、保護者、学校の一層の連携と支援を図ります。	指導課
★ 123	療育指導・機能訓練	■障害のある児童の自立のため、医療型発達支援及び放課後等デイサービスなどの児童発達支援事業により療育指導・機能訓練を行い、子どもの発達を支援します。 □今後の方向性 ・児童発達支援センターでの集団指導・親指導、肢体不自由児に対する理学療法訓練など、引き続き、今後も事業を継続します。	障害者支援課
124	在宅介護サービス	■障害児を抱えている母親の疾病等在宅介護が必要であると判断された場合は、ホームヘルパーの利用により支援します。 □今後の方向性 ・日常生活を営むのに支障のある、重度の障害児を抱えている家庭を支援します。方法としては、障害者総合支援法によるサービスとして、日中一時支援や短期入所やホームヘルパーの利用、在宅障害者一時介護料の助成の利用を推進します。	障害者支援課
125	特別支援教育推進	■学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育及び教育支援を行うことが必要な児童生徒を支援するために、特別支援教育推進研修会を実施するとともに、「特別支援教室」を各学校に開設し、安心して学校に通学できるよう環境の充実に努めます。 □今後の方向性 ・研修会の内容をさらに充実させ、すべての教職員の特別支援教育への意識向上を図っていきます。	指導課



計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援制度における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。また、地域やNPO、企業と連携を図りながら計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、計画の進捗状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- 1 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業に対する財政措置の拡充
- 2 子ども医療費助成、各種手当支給に対する経済的支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 児童虐待等、保護が必要な子どもへの支援



資料編

資料編

1 計画策定の経過

期日	会議等	会議等の内容
平成25年6月28日	第1回 流山市子ども・子育て会議	諮問
8月27日	第2回 流山市子ども・子育て会議	教育・保育提供区域の設定について ニーズ調査について
9月18日	第1回 流山市子ども・子育て会議部会	ニーズ調査について
10月 2日	第2回 流山市子ども・子育て会議部会	ニーズ調査について ワークショップについて
10月16日	第3回 流山市子ども・子育て会議部会	ニーズ調査について ワークショップについて
11月10日 11月24日	子育てワークショップ	子育てしやすい街づくりについて
11月	ニーズ調査（アンケート）	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
12月16日	第3回 流山市子ども・子育て会議	ニーズ調査について
平成26年1月～3月	ニーズ調査（ヒアリング）	子育て関連施設等でのヒアリング調査
2月10日	第4回 流山市子ども・子育て会議	計画の骨子、基本理念について
3月13日	第4回 流山市子ども・子育て会議部会	計画の基本理念について
4月25日	第5回 流山市子ども・子育て会議	計画の基本理念について
7月 4日	第7回 流山市子ども・子育て会議	教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みについて
8月28日	第8回 流山市子ども・子育て会議	教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の量の見込み・確保方策について
9月22日	第9回 流山市子ども・子育て会議	計画案について
10月 8日	第10回 流山市子ども・子育て会議	計画案について
10月17日	第11回 流山市子ども・子育て会議	答申
10月27日	政策調整会議	流山市子どもをみんなで育む計画案に ついて
11月 4日	庁議	流山市子どもをみんなで育む計画案に ついて
平成27年1月	パブリックコメント	
	政策調整会議	パブリックコメントに寄せられた意見 について
	庁議	パブリックコメントに寄せられた意見 について
	流山市議会第1回定例会	流山市子どもをみんなで育む計画につ いて

2 流山市子ども・子育て会議委員

◎会長、○副会長

委員構成	氏名
1 児童福祉サービスの提供を受ける者	水落 加奈子
2 児童福祉サービスを提供する者	古宿 霞
3 私立幼稚園協会を代表する者	岡本 哲哉
4 民間保育園協会を代表する者	櫻庭 康子
5 学童保育連絡協議会を代表する者	小川 恭子
6 主任児童委員	竹内 康子
7 学識経験を有する者	◎柏女 壺峰
8 教育委員会の職員	鈴木 えみ子
9 市民等（公募・個人）	相馬 英子
10 市民等（公募・個人）	仲宗根 えり子
11 市民等（公募・個人）	藪本 敦弘
12 市民等（公募・NPO法人）	○田中 由実
13 市民等（公募・NPO法人）	吉川 喜代美

3 子育てにやさしいまちづくり条例

(平成20年4月1日施行)

《制定の経緯》

この条例は、平成19年流山市議会第2回定例会に議員発議の議案として提出され、継続審査となった後、第3回定例会に全会一致で可決されました。条例の制定により、本市の少子化対策としての子育て支援策が、更に充実するものと期待されます。

(目的)

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね年齢18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

(基本理念)

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

(市の施策の基本方針)

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり

(4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

(市民の取組)

第6条 市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等の取組)

第8条 学校等は、子どもの豊かな人間性や限りない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

2 学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

3 学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

4 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査等の結果

(1) アンケート調査

調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況

区 分	就学前の子どもの保護者			小学生の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	2,000人	1,385人	69.2%	1,000人	645人	64.5%

◇きょうだい人数

就学前の子ども、小学生ともに約半数がきょうだい2人

【集計結果】きょうだいの人数は、就学前の子どもでは「2人」(43.8%)、「1人」(26.1%)、小学生では「2人」(53.0%)、「1人」(21.6%)となっています。

◇子育てを主に担っている方

「主に母親」と「父母ともに」が半々

【集計結果】子育てを主に担っている方は、就学前の子どもでは「父母ともに」(53.0%)、「主に母親」(45.3%)、小学生では「父母ともに」(51.8%)、「主に母親」(44.5%)となっています。

◇日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

「いずれもない」が約1割

【集計結果】主な親族等協力者の状況を見ると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前の子どもで(64.3%)、小学生で(53.2%)となっています。一方「いずれもない」が就学前の子どもで(12.7%)、小学生で(11.6%)となっていることから、このような世帯への十分な配慮・支援が必要と考えられます。

◇保護者の就労状況

父親は「フルタイムで就労」が約9割、就学前の子どもの母親は約5割が「未就労」であるが、そのうち過半数は就労意向がある

【集計結果】父親は「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休暇等取得中でない」が就学前の子どもで(91.3%)、小学生で(89.0%)、対して母親は、就学前の子どもで、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(47.8%)が最も多くなっています。しかし、就労していない母親の就労意向は就学前の子どもが(65.3%)、小学生は(59.4%)となっています。

◇定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前の子ども）

**「利用している」が約6割、「利用していない」が約3割強
利用している事業は「認可保育所」「幼稚園」ともに約5割**

【集計結果】定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、利用している就学前の子どもは(62.7%)となっています。利用中の事業としては、「認可保育所」が(48.1%)が最も多く、次いで「幼稚園」(46.1%)となっています。

◇今後、利用を希望する定期的な教育・保育事業（就学前の子ども）

「幼稚園」が約6割、「認可保育所」が約4割「幼稚園の預かり保育」が約3割

【集計結果】今後の利用希望では「幼稚園」(57.4%)が最も高く、次いで「認可保育所」(43.7%)「幼稚園の預かり保育」(27.8%)となっています。

◇地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況、利用意向（就学前の子ども）

「利用していない」が約7割、「利用していないが、利用したい」が約3割

【集計結果】子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」(77.0%)、「利用している」(12.2%)となっています。

しかし、今後の利用については、「利用していないが、利用したい」が約3割と潜在的なニーズは高いといえます。

◇病児・病後児保育の利用意向（就学前の子ども）

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約4割

【集計結果】病児・病後児保育施設の利用意向について、「できれば、病児・病後児保育施設等を利用したい」(39.5%)となっています。また、子どもを預ける場合の望ましい事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを預かる事業」(81.1%)、「他の施設に併設した施設で子どもを預かる事業」(67.2%)となっています。

◇一時保育の利用状況と利用希望

「利用していない」が約8割、「利用したい」が約3割

【集計結果】一時保育の利用状況をみると、「利用していない」(76.1%)、「幼稚園の預かり保育」(6.5%)、「一時預かり」(5.1%)とあまり利用のない状況です。しかし、利用希望は「利用したい」が(32.7%)で、目的は「私用、リフレッシュ目的」(43.7%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもの親の通院等」(39.5%)となっています。

利用していない理由は、「特に利用する必要がない」(75.6%)、「利用料がかかる・高い」(13.9%)、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」(12.3%)となっています。

◇放課後の過ごし方における学童クラブの利用の希望（複数回答）

就学前の子どもは、低学年になったときの利用希望が約2割、高学年になったときの利用希望が約1割

小学生の子どもは、低学年が約7割、高学年が約2割

【集計結果】放課後の過ごし方をみると、就学前の子どもでは小学校低学年のうち「自宅」（56.9%）、「塾や習い事」（54.8%）、「学童クラブ」（25.9%）の順に希望しています。

一方、小学校高学年になった場合の希望では、「学童クラブ」が小学校低学年になった場合の（25.9%）から（13.1%）となっています。

◇育児休業制度の利用状況（就学前の子ども）

母親は約3割が取得

また、育児休業を利用しない理由（母親）は「子育てや家事に専念するため退職した」が約4割

【集計結果】育児休業制度の利用状況をみると、母親は「取得した（取得中である）」（32.9%）に対して、父親は、「取得した（取得中である）」（2.5%）となっています。

また、育児休業を利用しない理由について、母親は「子育てや家事を専念するために退職した」（39.2%）となっています。

◇育児休業給付の支給と健康保険・厚生年金保険料免除のしくみの認知度（就学前の子ども）

「育児休業給付・保険料免除のいずれも知らなかった」が約3割

【集計結果】育児休業給付と保険料免除のしくみの認知状況をみると、「育児休業給付のみを知っていた」（26.4%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」（38.0%）、「保険料免除のみを知っていた」（1.1%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（31.5%）となっています。

(2) ヒアリング調査

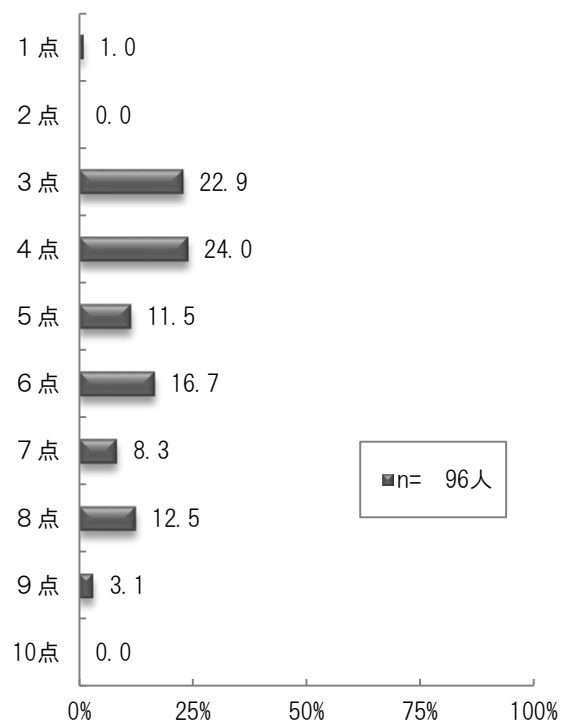
調査対象者	流山市内の子育て関連施設等の利用者等
調査件数	20か所
調査内容	流山市における子育ての環境や支援等に対する意見や要望

調査時期と調査方法

ヒアリング調査は、平成26年1月～3月にかけて調査員が直接利用者から聞き取る方式で実施しました。

問1 流山市は子育てしやすい街だと思いますか。10点満点で採点してください。また、「子育てしやすい理由」「子育てしづらい理由」をお聞かせください。

点数	人数	%
1点	1人	1.0
2点	0人	0.0
3点	22人	22.9
4点	23人	24.0
5点	11人	11.5
6点	16人	16.7
7点	8人	8.3
8点	12人	12.5
9点	3人	3.1
10点	0人	0.0
計	96人	100.0
平均	5.1点	



○子育てしやすい理由（生活環境の整備）

- ・小さな公園もたくさんある
- ・自然がある。
- ・児童館が近いところにあり、広くて施設が充実している。
- ・「子育ての街」と謳っていることがあり、身近に小さい子が多い。また、周囲の見る目も子どもにやさしい。
- ・新しくできた地域は街並みがきれいで、子どもを遊ばせやすい。
- ・買い物がしやすくなった。

（教育・保育の充実）

- ・保育園がどんどん増えてきている。

（地域における子育て支援）

- ・小さい子どもを連れて遊びに行ける所があったり、イベント等に出かける機会があるのがいい。
- ・子育て支援センターが充実している。

（その他）

- ・市がキャッチコピーとして子育てしやすい街というので今後期待が持てる。

○子育てしづらい理由

（生活環境の整備）

- ・住んでいる地域では公園が少ない。歩いて行ける範囲に遊ばせられる公園がない。
- ・児童館の時間を長くしてほしい。
- ・保育園や子育て支援センターは充実しているが、南流山駅やおおたかの森駅周辺に集中しており、セントラルパーク駅周辺に少ない。バスの発着も南流山駅やおおたかの森駅周辺に集中している。

（教育・保育の充実）

- ・認可保育園が少ないので増やしてほしい。
- ・学童の延長を緩和してほしい。

（地域における子育て支援）

- ・ママ友との交流が少ない
- ・平日に行われるセミナーだと、働いている人は参加できない。
- ・育児相談などあるが、市の中心部に偏っている。

(安全等の確保)

- ・駅の乗り換えの際のバリアフリー化などが気になる。
- ・車が無いと不便。

(健康の確保及び増進)

- ・病後児保育が少ない。
- ・病院が少ない。特に小児科が少ない。

(その他)

- ・「子育てするなら流山」と打ち出しているが、実感が湧くのはこれからではないか

問2 利用している施設やご自身の子育ての実情を踏まえてのご意見・ご要望をお聞かせください。

(生活環境の整備)

- ・子どもの遊び場をもっと充実させてほしい。
- ・公園に行っても、ボール遊びとかが出来ない。遊具が使えない。つまらない。
- ・自然を生かしきれていない。

(教育・保育の充実)

- ・歩いていける距離に保育施設がない。
- ・保育園の料金が安い。
- ・経済的に厳しく、学童の費用が少し高いと感じる。

(地域における子育て支援)

- ・育児をしていて、相談する場をもっと広めてほしい。
- ・子育てしやすい街ということで、他県から引っ越してきたが、交流する場などが無い。
- ・家事代行など使いたいサービスが流山市にはないので、気軽に使えるサービスを作してほしい。又は教えてほしい。

(健康の確保及び増進)

- ・予防接種とか、保健センターに行かなくてはいけないし、けっこう待つことになる。保健センター以外の場所や出張してできないか。日時も複数あると助かる。
- ・小児科の情報をもっと知りたい。
- ・PRしている割には、病院や施設の少なさを感じて不安になる。

(職場と家庭の両立)

- ・働きたい気持ちはあるけれど、子どもをどうしたらいいかわからない。
- ・子育てで一度退職した場合の仕事復帰の方法がどうしたらいいかわからない。

(情報の内容・周知方法)

- ・ホームページも奥のページまで検索しないとわからない。
- ・安心・安全メールは来るのはありがたいけれど、緊急性とか必要な情報を絞り込んで配信してほしい。

(その他)

- ・子育てしやすいとPRしてはいるが、どこが子育てしやすいのかわからない。
- ・子育てよりかは、高齢者の方が住みやすい街な気がする。

問3 最後に、流山の教育・保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関するご意見をお聞かせください。

(生活環境の整備)

- ・土日に遊びに行ける所があるといい。
- ・循環バス（ぐりーんバス）をもうちょっと充実して欲しい。
- ・古い道路を整備して、安全なまちづくりをしてほしい。
- ・公園の数が少ない（あるところとないところで地域差がある）。
- ・学校のプールとかを定期的に開放してほしい。
- ・駅の乗り換えの際に、ベビーカー等の乗り降りや移動を楽にしてほしい（バリアフリー化）。

(教育・保育の充実)

- ・小2くらいまで学童で一時預かりがあるといい。
- ・保育園に入りやすくして欲しい。
- ・幼稚園の預かり時間が短い。
- ・保育園等の時間の幅をもう少し広くしてほしい。

(地域における子育て支援)

- ・講座とかを受けるときに、一時保育（託児）がもっと増えると、講座も受けやすくなる。
- ・子育てをしている親たちが、利用できる施設がどこかわからないから、親切に教えてほしい。
- ・子どもを地域で育てるようなイベントや交流などをしていきたい。

(学校教育環境の整備)

- ・勉強できる子と出来ない子で、小学校高学年の段階で差が開いているため、早い段階で対応を行ってほしいと思う。

(健康の確保及び増進)

- ・夜間救急に小児科の先生を配置してほしい。
- ・休日診療所の夜間が欲しい。

(情報の内容・周知方法)

- ・子育て関係の冊子や情報の提供が欲しい。
- ・情報の発信をもっとしてほしい。
- ・保育園や一時保育の空き人数とか、ネットでチェックできるといいし、スマートフォンのアプリで知れるといい。

(その他)

- ・人口が増えると障害児も増えることになるが、保育園の待機児童解消対策に目がいって、障害児の施策が追い付いていない。
- ・街のキャッチコピーに今後期待している。
- ・地域によって育てやすい環境と育てにくい環境があるので、差が無いようにしてほしい。

(3) 子育てワークショップ

平成 25 年 11 月に市内 4 地区で子育てしやすい街づくりについて、市民の意見を聞くワークショップを開催しました。

◇流山は子育てしやすい街か？（10点満点で採点）

9点：1人、8点：12人、7.5点：1人、7点：21人、6点：15人
 5点：11人、4点：1人、3点：1人、2点：1人
 平均：6.46点 参加人数：64人

◇流山の子育ての現状【プラス要因】

施設・整備等に関すること

- ・保育園の増設に力を入れている。
- ・送迎保育ステーションがある。
- ・児童館、子育て支援センターが多い。
- ・学童があり親の負担が減った。

サービス・イベントに関すること

- ・情報発信力。宣伝が上手い。マスコミに取り上げられる。
- ・ファミリー・サポート・センターがある。
- ・イベント（ワークショップ、パパスクール、子育てサロン等）がある。
- ・3か月健診がある。

地域に関すること、子どもの安全に関すること

- ・子育てを支援するNPO等が多い。頑張っている。
- ・地域見守りパトロールがあって良い。
- ・子育てに対する市民の意識が高い。
- ・自然環境と、アクセスの両立。

その他

- ・自治体の一定以上の理解度の高さ。
- ・住民と行政の距離感がとりやすい。

◇流山の子育ての課題【マイナス要因】

施設・整備等に関すること

- ・市内に施設（公園（遊具）・図書館・プール等）が少ない。
- ・小児科が少ない。夜間診療の施設が近くにない。
- ・交通の便が悪い。道路が狭い。

サービス・イベントに関すること

- ・希望どおりに保育所に入れない。一時保育の料金が安い。
- ・児童館、子育て支援センターがいっぱいになってしまう。
- ・ファミリー・サポート・センターの事業が充実していない。
- ・子どもが病気になったとき困る。
- ・相談窓口が少ない。市が市民の相談に乗り切れていない。
- ・イベント、講座が少ない。

情報に関すること

- ・情報の発信が弱い。伝え方が悪い。欲しい情報にたどりつけない。
- ・ホームページが見にくい。
- ・アンテナが低い人への情報発信が問題。引っ越してきた人への情報が少ない。

地域に関すること、子どもの安全に関すること

- ・行政サービス等に地域差がある。
- ・親がコミュニケーションを取れる場所・人がいない。
- ・学童に行かない子どもへの視点。
- ・放置されている子どもが気になる。

その他

- ・未来のビジョンが見えてこない。
- ・市内で仕事を探しづらい。

◇解決策【希望・要望】

施設・整備等に関すること

- ・認定こども園がほしい。
- ・時間・曜日・年齢を問わず連れて行ける（気軽に立ちよれる）施設がほしい。
- ・各地域に子育て支援センター、児童館があるといい。
- ・施設（公園（遊具）、図書館、プール等）を増加・充実してほしい。

サービス・イベントに関すること

- ・保育サービスの充実（量の確保・質の向上・サービスの多様化）。
- ・学童の施設・内容を充実してほしい。
- ・子育て支援センター、児童館の利便性の向上。
- ・保育サービスについて相談や情報提供してくれるサービスがあるといい。
- ・講座・イベント等の充実（一時保育付きの講座、土日の開催、内容の充実等）。

情報に関すること

- 子育て情報の一元化。情報のワンストップ化。
- 情報をもっと入手しやすくなるといい。
- ホームページにもっと情報を細かく載せて欲しい。

地域に関すること、子どもの安全に関すること

- 地域で協力して子育てできるといい。
- 子どもが地域と関われる場・地域での居場所が必要。
- 地域内に子育て連絡会や協議会の設置。

その他

- 認定こども園への移行促進。保育園の民営化の促進。
- 継続的なワークショップ・ニーズ調査の実施。
- 自然を残して行ってほしい。

5 教育・保育及び学童クラブの量の見込み

6 答申

7 計画と市組織の関連図

8 市内子育て支援施設関連マップ

子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

発行日 平成27年3月

発行者 流山市役所子ども家庭部子ども家庭課

住 所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

T E L 04-7150-6082 F A X 04-7158-6696